

議事日程第二号

令和六年二月二十日（火曜日）

午前十時開議

第一、一般質問（代表質問）

議事日程第二号の二

令和六年二月二十日（火曜日）

午後四時三十分再開

第二、議案第一号 令和五年度秋田県一般会計補正予算（第八号）

第三、議案第二号 令和五年度秋田県下水道事業会計補正予算（第三号）

第四、議案第四号 令和五年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担の変更について

第五、議案第五号 令和五年度水産基盤整備事業に要する経費の一部負担の変更について

第六、議案第六号 令和五年度林道事業に要する経費の一部負担の変更について

第七、議案第七号 令和五年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について

第八、議案第八号 令和五年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について

第九、議案第九号 令和五年度県南地区広域汚泥資源化事業に要する経費の一部負担の変更について

第一〇、議案第一〇号 令和五年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担の変更について

第一一、議案第三号 秋田県公立学校情報機器整備臨時対策基金条例案

第一二、議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十一名

一	佐藤光子	二	櫻田憂子
三	山形健二	四	高橋健
五	武内伸文	六	小棚木政之
七	高橋豪	八	瓜生望
九	島田薫	十	松田豊臣
十一	加賀屋千鶴子	十二	薄井司
十三	佐藤正一郎	十四	宇佐見康人
十五	住谷達	十六	児玉政明
十七	小山緑郎	十八	小野一彦
十九	鈴木真実	二十	沼谷純
二十一	加藤麻里	二十二	小原正晃
二十三	三浦茂人	二十四	佐々木雄太
二十五	杉本俊比古	二十六	鈴木健太
二十七	佐藤信喜	二十八	今川雄策
二十九	高橋武浩	三十	石田寛
三十一	渡部英治	三十二	北林丈正
三十三	竹下博英	三十四	原幸子
三十五	工藤嘉範	三十六	加藤鉦一
三十七	三浦英一	三十八	柴田正敏
三十九	川口一	四十	鶴田有司
四十一	鈴木洋一		

地方自治法第百二十一条による出席者

副知事 佐竹敬久  
知事 神部秀行

四十一番	三十九番	三十七番	三十五番	三十三番	三十一番	二十九番	二十七番	二十五番	二十三番	二十一番	十九番	十七番	十五番	十三番	十一番	九番	七番	五番	三番	一番	出
鈴木洋一	川口英一	三浦英一	工藤嘉範	竹下博英	渡部英治	高橋武浩	佐藤信喜	杉本俊比古	三浦茂人	加藤麻里	鈴木真実	小山林郎	住谷達	佐藤正一郎	加賀屋千鶴子	島田薫	高橋豪	武内伸文	山形健二	佐藤光子	出席
	四十番	三十八番	三十六番	三十四番	三十二番	三十番	二十八番	二十六番	二十四番	二十二番	二十番	十八番	十六番	十四番	十二番	十番	八番	六番	四番	二番	四十一名
鶴田有司	柴田正敏	加藤敏一	原幸子	北林丈正	石田寛	今川雄策	鈴木健太	佐々木雄太	小原正晃	沼谷純	小野一彦	児玉政明	宇佐見康人	薄井司	松田豊臣	瓜生望	小棚木政之	高橋健	櫻田憂子		

警察本部長	教育委員会教育長	財政課長	出納局長(兼)	建設部長	産業労働部長	農林水産部長	生活環境部長	健康福祉部長	観光文化スポーツ部長	あきた未来創造部長	企画振興部長	総務部危機管理監(兼)	総務部長	理事	理事	副知事
森田正敏	安田浩幸	齊藤大幸	小西弘紀	川辺透	石川定人	齋藤正和	川村之聡	高橋一也	石黒道人	水澤里利	久米寿	伊藤真人	長嶋直哉	丹治純子	佐々木薫	副知事 猿田和三

●議長（北林丈正議員） これより本日の会議を開きます。  
諸般の報告は、お手元の議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長 報告 （朗読省略）

一、地方公務員法第5条第2項の規定により次の議案について人事委員会の意見を聞いたところ、別紙（二月十四日付）のとおり回答があった。  
議案第七〇号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第七九号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第九二号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

人委 ― 六八四

令和六年二月十四日

秋田県議会議長 北林 丈正 様

秋田県人事委員会委員長 西野三紀子  
条例案に対する意見について（回答）

令和六年二月十四日付け議事―二八四で求められた条例案に対する本委員会の意見は、次のとおりです。

議案第七〇号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案  
（意見） 本条例案の内容は、国立大学法人法の一部を改正する法律

（令和五年法律第八八号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものであることから、適当と考えます。

議案第七九号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例案

（意見） 本条例案のうち職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に係る部分の内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第一〇四号）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一二三号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものであることから、適当と考えます。

議案第九二号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

（意見） 本条例案の内容は、学校教育の水準の維持及び向上に資するため、義務教育諸学校等の教育職員が行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について所要の規定の整備を行うものであることから、適当と考えます。

例月出納検査報告書

登載省略

●議長（北林丈正議員） 日程第一、一般質問を行います。

三十四番原幸子議員、十三番佐藤正一郎議員、三十五番工藤嘉範議員、三十七番三浦英一議員、二十七番佐藤信喜議員、二十二番小原正晃議員、十八番小野一彦議員、十五番住谷達議員及び十四番宇佐見康人議員、以上の九人から一般質問主意書が提出されております。

本日は、三十四番原幸子議員及び十三番佐藤正一郎議員の代表質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。まず、三十四番原幸子議員の発言を許します。

●三十四番（原幸子議員） 登壇（拍手）  
おはようございます。

代表質問の機会をいただき、心から感謝申し上げます。

このたびの能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。被害を受けられた皆様の安全と一日でも早く平穏な生活に戻られますことを心よりお祈り申し上げます。

それでは、質問に入ります。

はじめに、これまでの佐竹県政の評価と次代に託す課題について伺います。

佐竹知事におかれましては、昨年四月の記者会見の中で、四期目である今期限りをもって知事を退任する意向を示されました。

思い返してみればこの間、度重なる豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の拡大、全国トップのスピードで加速する人口減少など、知事としてリーダーシップを発揮しなければならない場面が多くあったことから、大変な御苦労があったものと思います。

そのような中、本県の進むべき重要な方向性を示しているものの一つとして、マスタープランがあります。現行の「新秋田元氣創造プラン」は、六つの重点戦略と三つの基本政策から構成されており、本県の各種施策は、このプランをベースに推進されております。

昨年九月に公表された「令和五年度政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況に関する報告書」では、各戦略とその施策ごとにAからEまでの総合評価が行われており、その内容を見てみますと、農林水産戦略や観光・交流戦略においては、比較的A評価やB評価が多く、成果指標の達成率も一〇〇%を超えているものが多いことから、本県の農業・観光分野は着実に発展を遂げているものと評価できます。一方で、健康・医療・福祉戦略においては、多くの施策で最低評価であるE評価となっており、あまり成果が出ていないのかとも感じざるを得ません。

令和六年度当初予算は、佐竹知事にとって、最後の本格予算となることから、成果が出ている分野はさらにその成果を伸ばし、成果の出ている

ない分野については、その原因をしっかりと分析し、ネックとなつている問題を解決するための事業に予算を集中的に投入していただきたいと考えるところであります。

また、福祉分野だけでなく、個別の取組を見れば、まだまだ成果が上がっていないことから、E評価となっている取組も散見されます。

中には四期という長い時間をかけても解決が難しかったものもあるかと思いますが、このようなものは、次代のリーダーにしっかりと託し、これまで積み上げてきた佐竹知事の基盤をうまく活用しつつ、新しい発想でその取組を前進させていってほしいと願うところでありますが、これまでの佐竹県政の成果と、次代のリーダーに託すべき課題をどのように考えているのか、知事にお伺いします。

次に、人口減少社会に対応した諸政策について伺います。

まずは、若者・女性の県内定着回帰についてであります。

令和五年十二月二十二日に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」によりますと、二〇五〇年の総人口は、東京都を除いた全ての道府県で二〇二〇年を下回り、本県など十一県では三〇%以上減少するという推計となっております。

本県に焦点を当ててみますと、二〇二〇年に約九十六万人いた人口が、二〇五〇年には約四十万人減少し、約五十六万人になると推計されております。

さらにこれを、二〇二〇年を一〇〇とした場合について年齢構成別に見てみますと、ゼロから十四歳の、いわゆる年少人口については、四一・五、十五から六十四歳の生産年齢人口については、四七・七、六十五歳以上の老年人口については、七七・八となっております。

特に、年少人口について実数で言えば、九・三万人から三・九万人になるとの推計になっており、その減少が顕著であります。

一方で、四年連続で社会減が二千人台となっていることなどを要因に、二〇四五年の県人口は前回推計よりも約二万人上回っていることから、

コロナ禍による地方回帰の動きがあったとはいえ、本県がこれまで行ってきた施策が徐々に芽吹いているのではと感じているところでもありません。

この流れをさらに加速させるためには、特に、県内で働き、子どもを産み育ててくれる女性の存在が大変重要になってきますが、県内の状況を見てみますと、全国に比べ女性の賃金が低いことに加え、まだまだ男性と女性の平均月間給与は乖離があり、男性と同じくらい働きながら、子どもを育てたいという女性からは選ばれにくい環境にあるのではないのでしょうか。

このような乖離を解消することはもちろんですが、まずは、都会並みの給与水準で働くことができる企業の誘致など、多方面から施策を展開し、賃金水準全体を向上させなければならぬと考えますが、県全体としてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

また、令和六年度当初予算では、未来の秋田を支える人材への投資として、大卒者等の経済的負担軽減を目的とした新たな奨学金返還助成制度が創設されました。

現在、民間企業では人材獲得競争が激化していく中、本県が就職先の選択肢として選ばれる上で、この制度は大変有意義であると思っておりますが、本県に回帰・定着する人材は民間に限った話ではありません。

この制度は公務員が対象外となっておりますが、公務員になろうという若者たちは、将来の秋田県を背負って立つ覚悟を人一倍強く持って、県や各自治体に志願しているものと思えます。

しかし、県はもとより県内の各自治体では、優秀な人材が民間にどんどん流れていき、その結果として採用倍率が減少していつており、県内の市町村の中には職員の確保に苦慮している自治体も多くあります。

民間と公務員を一概に比べることはできませんが、公務員も秋田県の将来を支える重要な人材であることを考えれば、返還助成の対象としてもよいのではないのでしょうか。

公務員を対象としても、その部分は特別交付税措置がないなど、様々な問題もあるかもしれませんが、若者や女性を確保するという最終目標は、これをもってあまりあるものではないと思えます。

公務員に返還助成を出すことに御批判を受けることもあるかもしれませんが、将来の秋田県を支える人材をしっかりと確保するためにも、まずは県から奨学金返還助成の対象に公務員を入れる考えはないか、知事にお伺いします。

次に、学校規模の適正化についてであります。

先にも述べたように、年少人口が減少する将来が見えており、これは、多方面に様々な影響を及ぼしますが、特に影響の大きいものの一つとして学校規模の適正化があると考えております。

本県の学校施設の多くは、人口が百万人を超えているような時代に建てられ、当然、学校の配置や規模の適正さについても、当時の人口などを考慮して計画・設計されたものだと思っております。

しかしながら、先にも述べたように、本県の人口が将来的に推計どおり、全国でもトップクラスの減少となれば、現在の学校規模が本当に適正なのか疑問を感じます。

このような時代の変化に対応し、能代科学技術高校や、現在建設が進んでいる鹿角高校のように複数の学校を統合し、規模の適正化に努めていると思えますが、今回の人口推計を受け、更なる規模の適正化に努めるべきではないのでしょうか。

そこで、現状想定している学校規模はどの程度であり、今後、どこまで規模の適正化を図る予定なのか、スケジュール感も併せて教育長にお伺いします。

また、規模の適正化を図る上では、現在ある学校の存廃についても当然議論しなければならぬと考えており、その判断の材料となるもの一つに定員割れをしているかどうかが挙げられるのではないのでしょうか。個別の学校を見てみますと、秋田工業高校の建築科のように一・三七

となっているものもある中、半分以上の学科では一倍を下回っており、中には学校単位で一倍を下回っているとところも散見されます。

このような定員割れの状況に、最新の将来人口推計を重ね合わせてみると、今後も定員割れの状況が悪化していくことは避けられないことから、早急な見直しが必要ではないでしょうか。

思い切った定員割れの学校をさらに統合し、より効率的な学校運営を目指すといった大胆な方向性を打ち出すべきではないかと考えますが、今回の新たな将来人口推計を受けて、現在行っている学校統合の議論を、さらに加速化させる考えはないか、教育長にお伺いします。

次に、県内各医療圏における適切な病床等の規模についてであります。一月にパブリックコメントが開始された「秋田県医療保健福祉計画素案」の中で、現在、八圏域の二次医療圏を見直し、県北・県央・県南の三圏域にするという広域化の方向性が打ち出されております。

二次医療圏は、一般的な入院に係る医療提供体制を構築することができる医療圏単位であり、現在のような人口減少下における圏域の見直しを行うことで、医療を取り巻く環境の変化を見据えた、より広域的なエリアでの役割分担や連携の在り方を協議・検討することができるというメリットが期待されます。

一方で広域化にはデメリットもあり、その一つが病床移転が進む可能性があることとされております。

医療圏を広域化するときには圏域の経済性を優先すると、医療圏内で人口が多いエリアの方が、人口が少ないエリアよりも医療需要が高いことから、採算性の低いエリアの病床が削減され、人口の多いエリアに集約化されてしまう恐れがあります。

その結果、二次医療圏としては一定数の病床数を確保することができているように見えても、細かいエリアで見ると、地域偏在が拡大し、県民が身近なところで一般的な入院医療を受けにくくなってしまっているのではないのでしょうか。

特に高齢化が著しい本県の状況を鑑みますと、例えば、高齢夫婦の配偶者が入院してしまった場合、自家用車が使えない中、お見舞いに行くための公共交通手段も限られており、近くに病床があったときのように通うことができなくなるといったケースも出てくると思います。

病床の集約化は県民の生命に直結することであるから、安易に集約するだけではなく、病床が減少したエリアに住む県民に、これまでと変わらない医療を提供できるような体制を、高齢化が進んでいく本県の特性を踏まえながら、構築していくべきであると考えますが、県として、新たな二次医療圏単位でどのような病床の在り方を示すのか、県民の利便性をどのように確保していくのか、知事にお伺いします。

次に、水道料金と施設の老朽化・耐震化についてであります。公益社団法人日本水道協会が策定した「水道料金算定要領」によりますと、「水道料金は、給水サービスの対価であるから、できるだけ低廉かつ公平でなければならぬとともに、地域住民の要求する給水需要が量質ともに充足できるよう適正に定められていなければならない」とされている一方、「原価を無視した低料金は、水道事業の健全な発展はもとより、現状の維持さえ困難にするばかりでなく、放漫な水使用を助長する結果、給水サービスの全般的な低下を招くこととなる」ともされております。

昨今の人口減少下で考えてみますと、水道を利用する人口が減ることと利用収入が減る傾向にある一方で、処理施設の維持管理費や老朽化した水道管の更新費用などのコスト増加により、水道料金の算定基礎となる原価は増加していくことが見込まれることから、水道料金は増加していくことが見込まれるのではないのでしょうか。

加えて、水道施設の耐震適合率は全国平均で四一・二％であるのに対し、秋田県では二六・一％にとどまっているという現状を見ても、本県で大規模災害が起きた際に、今回の能登半島地震のように、水道施設の損傷が、災害復興に大きな影響を与えることは容易に想像できるのでは

ないでしょうか。

今後、本県でも大規模災害が起きた際に、老朽化した水道管などが損傷し、被害が拡大しないためにも、現状をしっかりと踏まえた上で、防災の観点からも、県と市町村が連携を密にし、対応していくことが望まれます。

そこで、各市町村における水道料金の現状を踏まえつつ、今後見込まれるコスト増加等に対して、県としてどのような方向性で関わっていくのか、また、防災の観点からも老朽化対策や耐震化対策について、どのように市町村と連携し、取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

次に、高齢者福祉政策についてであります。

介護保険制度は、生産年齢人口の方が納める介護保険料を財源とし、高齢人口の方を支えるような仕組みとなっていることから、将来人口推計どおり高齢化率が上昇すれば、生産年齢人口一人当たりが負担する介護保険料が、さらに重くのしかかってくることは容易に想像できます。

介護保険料は納付者の収入など、一定の基準を基に算定されることから、すぐに自治体の裁量で保険料を大きく増減させることは難しいと思います。

しかし、算定の基礎となっている基準額については、保険者である市町村等が策定する介護保険事業計画における将来の給付費など、介護保険事業に要する額の見込みに基づき算定されることから、介護を必要としない元気な高齢者が増加することにより、サービス給付費が減少すれば、本来自然増となるはずの介護保険料を幾らかでも抑制することが可能ではないでしょうか。

また、先日の報道にもあったように、国民健康保険の一人当たりの税額についても、高齢化に伴う医療費の増加などにより、二十五市町村のうち十七の市町村で前年度の目安額を上回っており、多くの団体に被保険者の負担が増加する結果となっております。

このような状況を鑑みても、やはり元気な高齢者を一人でも多くする

ことが、県民にとっても良い結果につながると思えますが、その高齢者が元気でいるためには、保険者である市町村等がそれぞれ事業を実施するだけではなく、県として健康づくりの推進を行うとともに、市町村が行っている優良事例を積極的に横展開するなど、しっかりとしたバックアップ体制を構築し、支援していく必要があると考えますが、県としてどのように考えるのか、知事にお伺いします。

次に、道路の維持についてであります。

本県の公共施設等総合管理計画を見ますと、ここ数年で急激にインフラ施設の老朽化が進むことが示されておりますが、これは、本県のインフラの多くが概ね高度経済成長期以降に建設されたものが多く、更新時期が一気に到達することによるものであり、今後これらの更新費用や維持管理経費に多くのコストがかかることは容易に想像できるものであると思います。

このような状況の中、健全化指標の一つである実質公債費比率が18%に達し、起債許可団体となることを回避するために、令和六年度当初予算編成方針において、抜本的な治水対策に要する経費を除く公共事業と、県有施設等の改修経費については、実質負担額を5%削減することとされたところであります。

インフラ施設は箱物と異なり県民の生活や安全に直結するものであることから、安易に老朽化対策に要する経費を削減すると、かつての笹子トンネルのような悲惨な事故を引き起こしかねない一方で、今後人口減少が進んでいくと、道路を利用する県民が減少していくことから、中にはほとんど利用がされない県道やインフラ施設が出てくるのではないのでしょうか。

特に積雪地帯である本県は、そのような利用が少ない県道やインフラ施設であっても、それを保有しているだけで、毎年数十億円レベルで除排雪予算を措置しなければならないことから、維持管理経費や補修費が他団体と比べ、高上がりになってしまい、それが県財政を圧迫してしま

う要因の一つとなっているのではないのでしょうか。

そのため、今後進まざるを得ない人口減少下において、利用が少ないような道路やインフラ施設の在り方について、利用状況と維持管理経費をしっかりと調査しつつ、その在り方について、県民負担も踏まえながら検討すべきと考えますが、県としてどのように考えるのか、知事にお伺いします。

次に、ライドシェアの導入についてであります。

人口減少に向き合う上で、面積の広い本県は交通政策を立案するに当たり、鉄道・バス・タクシーなど様々な事業者の方と意見交換を行っているとありますが、まずは、現状をしっかりと把握しつつ、五年後、十年後の公共交通の姿を、共通認識として県民全体で共有していくことが大切であると思います、質問させていただきます。

本県のみならず、全国的な人口減少が進んでいる中、この頃、ライドシェアの導入について話題が増えてきました。

秋田県に住んでいると、「バスの本数が少ない。電車と新幹線の接続が悪い。タクシーや車の代行がない。何とかならないか。」と言われることがあります、残念ながら「何ともならない。」と答えざるを得ません。

私の地域では、約三十年ほど前までは、高校生もバス通学が当たり前でしたが、現在は、両親や祖父母が校門近くに自家用車を横付けするという光景に変わっています。

また、このような自家用車を利用する方でも、特に高齢者の運転ドライバーの方に話を聞くと、「買物や病院への通院があるため免許だけは手放せない。タクシーを利用するにしても、近くならまだしも、遠く離れた場所に行くのに、タクシー料金がどれぐらいかかるのか分かって話しているのか。」と厳しい御指摘をいただくこともあります。

このような地方の状況を受け、ライドシェアの導入については、二〇二四年四月から限定的に解除となりますが、その導入に当たっては、タ

クシー業界などから、様々な御意見があることも承知しております。

しかしながら、人口減少が加速的に進んでいる本県としては、このような地域公共交通の問題は、待ったなしの状況であり、迅速な対策が求められております。

二〇二三年版国土交通白書の中でも、鉄道やバスの減便・廃線で移動手段が減って困ることとして、買物、通院を挙げた方が多かったとの意識調査を紹介し、自動運転を含めたデジタル技術を活用し、利便性や持続可能性の高い地域公共交通の重要性を強調しております。

そのため、ライドシェアの導入は本県に住む県民にとっては夢のような話である一方、事業の実施に際しては、地元の交通事業者との調整・連携が重要になってくることから、まずは県の立場を明確にし、導入に向けたプロセスやスケジュール、支援体制の在り方などを迅速に検討すべきと考えますが、県として、どのように対応していくのか、知事にお伺いします。

次に、JRローカル線の存続についてであります。

二〇二三年十月に、いわゆる地域交通法の改正法が施行され、著しく不採算なローカル線について、沿線自治体と鉄道事業者らが話し合う場として、再構築協議会を国土交通大臣が設置できるようになりました。

この協議会が設置されると、対象となった路線では廃線ありきの議論がなされ、政府もこれを黙認するのではないかという声が聞こえてきております。

国では、早急な改善が必要な区間の目安となる輸送密度を千人未満としていることを考えると、本県の路線は、どの路線を取ってもそう遠くない未来に、存廃の議論がなされてもおかしくないのではないのでしょうか。

現実的には、例えば奥羽本線のような本県の基幹的な路線が廃線になる可能性は低いと思いますが、民間事業者のみで、その赤字を支えきれなくなってきた場合、いよいよ自治体への財政的な支援を求められるか



もしれません。

県が公表している「財政の中期見通し」を見ても、そのような議論がなされる頃には、現在よりもさらに財政規模が縮小していることから、県内の鉄道事業を支えるほどの財政的余裕はないと考えられます。

したがって、人口が減少することによる利用者の減少や県の財政見通しを踏まえ、今後、本県のローカル線の活性化に向けた取組について、県・沿線自治体・鉄道事業者が協議をして、しっかりとした共通の方向性を示していく必要があると考えますが、県としてどのようにローカル線の活性化の取組について検討を進めていくのか、知事にお伺いします。次に、農業政策についてであります。

県では令和四年三月に、農林水産行政運営の指針として「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」を策定し、このビジョンの中では、本県農林水産業の特色の一つとして、「担い手への農地集積と生産基盤の整備」を掲げており、担い手の平均経営面積が増加しているというデータを見ても、これまでの取組の成果として農地の集積が着実に進んでいることが分かります。

国の試算によりますと、二〇三〇年には、基幹的農業従事者数が、全国で四四％減少する見通しであります。

本県では、令和二年度に三万三千七百二十人であることを考えると、将来、これが全国と同水準で減少するわけではありませんが、相当な数の従事者がいなくなってしまうことは、容易に想像できるところであり、日本の食料安全保障を担う本県にとっては、大きな痛みになることを危惧しております。

そのような中、人口減少下において担い手が減少していくことを考えると農地の集積は積極的に進めていくべきものであると思いますが、その一方で、最近では農地の貸手側が増加している反面、農地の借手側が少なくなってきたっており、すぐに農地を貸し出すことができないという話も耳にします。

当然のことではあります。一つの農家、あるいは農業経営体が管理することができる農地にはある程度の限界があることから、今後、担い手の高齢化によりさらに貸手が増える未来を考えると、現状のまま集積を進めてよいものか疑問を感じます。

県でも担い手確保のため、様々な取組がされていることと思いますが、新規就農者の方々が全てこれらの農地の受皿になることができるわけではないと思いますので、今後は、少ない労働力で、効率的に農地利用を行っていくことで、農業経営体が管理できる農地のキャパシティをいかに増やしていくかが、本県の農業を支えていく上で重要な視点の一つになってくるのではないのでしょうか。

そこで、人口減少下における担い手不足が見込まれるという状況であっても、本県農業を維持・発展させていくために、今後の農地集積・集約化の見通しや方向性を踏まえ、農業経営体の効率的な農地利用に向け、県としてどのような支援や指導を行っていくのか、知事にお伺いします。

次に、若い世代に対する不妊治療に係る周知啓発についてであります。県では、不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることで不妊治療に取り組みやすい環境づくりを行うため、国の事業に協調・上乘せする形で「幸せはこぶコウノトリ事業」を実施しております。

一般的に、年齢を重ねるごとに不妊治療の成績は落ちやすいと言われており、不妊治療には年齢という大きな壁があります。

県の補助制度は、国の制度と連動するような形で、女性の対象者が四十三歳までとなっております。

そのような中で、子どもを産みたい人が産める環境を整えるということと考えると、将来の妊娠や体の変化に備えて、自分たちの健康に向き合う、いわゆるプレコンセプションケアや、早い段階で検査を受け、治療が必要な場合は早めに開始するといったことが大事であることから、若い世代にも、検査から治療までの流れや有意義さをしっかりと伝えて

いく環境が重要なのではないでしょうか。

秋田大学医学部の前田先生の調査によると、不妊治療を行うことで出生率が〇・一％上がるという調査結果もあることから、若い女性に子どもを持つための様々な手段を知ってもらうために、まずは、若い女性に接する機会が多い病院などと連携して、周知啓発を積極的に行っていくべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、がんの重粒子線治療について伺います。

重粒子線治療については、令和四年十二月議会で、秋田大学医学部附属病院をはじめとした県内のがん拠点病院と、山形大学の重粒子センターで、しっかりとしたネットワークを構築し、県民が望む治療をしっかりと受けられる体制を整備するべきとして知事にその考えを伺ったところ、患者の身体的な負担が少ないことやエックス線治療では対応が困難ながんへの効果が期待できることから、県民が等しく必要な医療を受けられるよう、がん拠点病院等を通じて、引き続き情報提供してまいるといふ、力強い御答弁をいただきました。

それから約一年が経ちまして、このたび、二月九日に山形大学医学部が主催となり「重粒子線がん治療の可能性」という市民公開セミナーが、秋田キャッスルホテルで開催され、講演会終了後、東成瀬村出身で秋田大学医学部卒業の土谷病院長とお話しし、本県の患者が少ない理由についてお伺いしたところ、「私の知り合いの医師からは相談が来るが、それ以外の医師からはあまり来ない。」ということでした。

たしかに患者の立場になれば、自分のかかりつけ医に対し、他の医師を紹介してほしいとは言いにいく、これが精神的な負担となっているのかなとも思います。

しかし、土谷病院長によると、検査までは地元のかかりつけ医で行い、がんの特定などの診断がつけば、実際の治療を重粒子線で行うといった形で、患者の精神的な負担を軽減しつつ、治療を行うことが可能であるとのことでありました。

もちろん、本県でも重粒子線治療を導入できれば、県民がもっと身近に治療を受けることができるようになり、その利便性や患者の精神的負担の軽減につながると思いますが、一方で、重粒子線治療は最先端の技術であり、導入コストや機器を扱える医療人材育成などを考えると、一朝一夕で導入できるものではありません。

がん治療をされている方に情報提供を行うことにより、その選択肢が広がることは大変素晴らしいことであると思いますが、いざその選択肢を取ろうとしたとき、精神的負担によりその選択肢を狭めてしまうということがあつてはならないと思います。

そこで、情報提供だけでなく、患者の精神的負担軽減のため、例えば、「重粒子線治療が可能な方には紹介状を書きます。」といったようなポスターを、がん拠点病院に貼るなど、患者が医師に相談しやすい環境整備とともに、相談を受けたかかりつけ医が山形大学医学部東日本重粒子センターに紹介状を書きやすいような医師と医師のネットワークづくりも併せて検討するべきと考えますが、県としてこのような環境整備やネットワークづくりを実施する考えがあるのか、知事にお伺いします。

次に、クマ対策について伺います。

まずは、複合的な観点からの有害鳥獣対策についてであります。

昨年はクマによる人身事故に加え、農作物や果樹などの食害で農家も大打撃を受けました。

これに対し知事は、たくさんの方の意見を聞きながら対策に当たってきたことは十分に承知の上で質問させていただきます。

戦後、山は造林政策によってスギ・ヒノキなどの針葉樹の割合が多くなり、その結果、野生動物たちの餌となる木の実などが減少してきたことから、私たち人間が、クマが人里に下りてこざるを得ない状況をつくってきたとも言えるのではないのでしょうか。

大型野生哺乳類の専門家である岩手大学農学部の中内貴義准教授は、「春先に芽吹いていた木の実をクマが独占的に食べていたところに、頭

数が増加していたシカとイノシシという競合相手が入ってきたことにより、クマが食べる餌がなくなっている。」と指摘しております。

私も、クマは人間の住む生活空間を脅かす危険な動物であることから、捕殺もやむを得ないと思っておりますが、このような状況を人間が作り出してしまったことを考えると、ただクマを捕殺すれば済む話ではないと思います。

クマ対策には、捕殺だけでなく、広葉樹林を増やすことにより山でクマやシカ、イノシシなどがしつかりと暮らしていけるような環境を整備するなど、複合的な観点からの有害鳥獣対策が必要であると考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、やぶ払いなどの環境整備についてであります。

昨年は、私の生まれ育った地域の河川敷にもクマが出て捕殺されました。そのときは、「なぜこんな平野で、人目がたくさんある場所に。」と思いましたが、地域の住民の話では、「奥羽山脈から川沿いに移動してきたようだ。たまたま、川ガニを取りに来ていて、河川敷のやぶの中にいるクマを発見して捕殺した。」という説明でした。

今回はたまたま発見できたからよかつたものの、やぶの中に隠れて移動するクマを発見することは、本来容易ではないことから、河川環境をしつかりと整備する必要があるのではないのでしょうか。

山内准教授は、「岩手県花巻市尻平川では、河川敷で木を伐採し、草刈りをしたところ、クマの出没が減った事例がある。見通しがよくなる」と、臆病なクマは出てこなくなる。ほぼ全域にクマが生息する県内では、クマと適度な距離感で共存するしかない。そのためには、木の伐採や草刈りなど、地域ぐるみの対策が大切。」と強調しております。

県ではこれまでも、多面的機能支払交付金を活用した農地法面の草刈りやふれあいの川美化事業による河川環境整備活動への補助を行っているようですが、まだまだ県内にはクマが隠れて移動できるような河川沿いのやぶが多く存在しています。

しかし、地域住民の方が安全・安心のため草刈りをする場合に、これらの交付金や補助を活用したくても、事業を行う箇所が河川なのか、河川に隣接している農地法面なのか、それ以外なのかによって活用できる補助も異なる上、その河川が、国管理なのか、県管理なのか、市町村管理なのかによっても異なることから、どのような補助制度が活用できるかが分かりにくく、柔軟性に欠くといったお話を耳にします。

そこで、県民の命を守るためにも、クマ対策として行うべき環境整備を、部局横断的に取り組むとともに、国・県・市町村が一体となって、自主的に環境整備に取り組む地域住民への支援を行っていく必要があると考えますが、県として今後、このような環境整備についてどのような対応を行っていくのか、知事にお伺いします。

次に、肉用牛繁殖農家対策についてお伺いします。

近年、肉用子牛価格が下落傾向にある一方で、繁殖農家からは、「飼料代が上昇し、採算割れが続いており、コストの上昇分を価格に転嫁できないため、このままでは離農せざるを得ない。」との声が国にも多数寄せられたことから、国は臨時の助成制度を設けるとともに、各自治体も歩調を合わせるように、独自の支援に乗り出すところもあるとのことです。

また、総務省の家計調査によりますと、二人以上世帯の二〇二三年十月の牛肉購入額は前年同月比で八か月連続で減少しているのに対して、鶏肉は十六か月連続で増えているようです。

知事もよく買物に行くようですので、このことについては、肌で感じてもらえていると思います。

私も夜の会合の後に、スーパーに寄り、半額シールを貼り出す時間に偶然遭遇したとき、豚肉、鶏肉はシールを貼っていく横から手が出る一方、牛肉だけが売れ残っているところを目の当たりにし、この状態だと畜産農家の人たちは本当に大変だと思いました。

政府は、子牛の価格に応じた奨励金を出す方向性であることに加え、

和牛肉の部位や種類に応じ、販売を行う食肉事業者に奨励金を出したり、和牛関連イベントの開催支援など、需要を喚起するような支援も実施が決定しております。

一方で、消費者目線に立ってみますと、賃金上昇が物価高騰に追いついていない状況で、特に子育てにお金がかかっている親御さんとしては、「子どもに地場産の物を食べさせたい。国産牛を食べさせたいけれども家計を考えると厳しい。」というのが本音ではないでしょうか。

安直な考え方だとお叱りを受けるのを覚悟で申し上げれば、例えば、食育という意味も含めて、知事部局が教育庁と連携し、学校給食で毎月一度は「秋田牛を食べる日」を設定し、子どもたちにおいしい秋田牛を食べてもらおうといった取組を支援するなど、身近なところから和牛の消費喚起を行うとともに、他の自治体が行っているような国の経済的支援に歩調を合わせた上乘せ補助を行うなどの取組を積極的に進めていくべきと考えますが、県として和牛の需要喚起と経済的支援についてどのように取り組むのか、知事にお伺いします。

次に、教職員の確保について伺います。  
本県の状況を見ますと、小学校が一・三倍で全国でも最も低く、中学校が三・五倍で低位に位置しております。これは、公立学校教員採用試験の実施状況であります。

参議院文教科科学委員会調査室の川崎氏は、「教員採用選考試験における競争率の低下／処遇改善による人材確保の必要性」による実態調査の中で、競争率低下がもたらす教育現場への影響として、教員の未配置と教育の質の低下を指摘されております。

教員の未配置については広島県の事例が紹介されており、その内容は、広島県における平成三十年度の採用倍率が二・二倍であったが、採用基準を下げずに質の維持を優先した結果、四百七十人の採用計画に対して、四百二十人しか採用できず、教員不足に陥ったというものであります。

この結果、広島県では本来、管理監督者の立場である教頭や専科の教

員も学級担任を務めざるを得なかったり、非正規の常勤講師も配置することができず、中学校の理科などの授業ができないといった事態も起きていたようであります。

教育の質の低下については、田中博之早稲田大学教授の見解を引用しており、その内容は、「学校現場では、教員採用試験の競争率が三倍を切ると優秀な教員の割合が一気に低くなり、二倍を切ると教員全体の質に問題が出てくると言われている。」というものであり、これを受け川崎氏は「教員の頭数をそろえるために授業の質がないがしろにされている状況は、公教育の質の維持向上の観点からも看過できない問題である。」と指摘しております。

このような論調がある中で、二〇二三年度の本県の採用状況を改めて見ますと、特に小学校においては、教員の配置という絶対数の問題に加え、教員の質についても、相当程度、危険水域に近づいていることが分かります。

採用倍率低下の背景としては様々な要因があると思いますが、そのうちの重要なファクターとして、ブラック企業化のイメージが非常に強いことが挙げられております。

現在実施の教育現場においては、部活動の地域移行が試験的に進んでいることや、教員の事務作業を軽減させるための学校サポーターの配置や事務システムの改修が進んでおり、労働環境改善に取り組んでいると認識しておりますが、世間のイメージとは、まだまだ乖離があるように感じます。

教員の採用倍率を向上させるためには、中学生や高校生など、今後、教員を目指すという職業意識が芽生える若い世代に対して、まずこのイメージを払拭するとともに、教員という職業の魅力を十分に伝えていくことが重要であると考えますが、県として採用倍率向上に向けてどのような取り組みられるのか、また、教職員の質の向上に向けてどのような取組を行うのか、教育長にお伺いします。

次に、警察官の確保についてであります。

先ほど申し上げた職員採用の問題は、警察官にも同様に当てはまると思っています。

令和五年度秋田県警察職員採用試験実施状況を見ますと、警察官の採用倍率は六区分の合計で二倍となっており、十年前の平成二十五年度の五・二倍から三・二ポイントも減少しております。

これまでも警察職員の確保のために様々な取組をしてきていると思いますが、それでも採用倍率が下がり続けている現状を鑑みると、まずは、受験者の動向をしっかりと分析し、課題を洗い出した上で、その課題にアプローチしていくような、新たな取組が必要ではないでしょうか。

最近のニュースなどでも報じられているように、都市部で強盗事件が多発していたり、地方部の高齢者が特殊詐欺被害に遭ったりしているような現状を見ても、その手口が凶悪化・巧妙化していることが明らかであります。

警察職員の採用倍率向上に向けて、今後どのような取組を行っていくのか、また、警察官の実務能力向上のために、どのような取組を行っていくのか、警察本部長にお伺いします。

次に、災害に係る協定の拡充についてお伺いします。

今回の能登半島地震では、本県からも医療関係者や警察官、県職員など、多くの方が派遣要請を受け、被災地に赴いております。

しかしながら、今回の能登半島地震では、その規模もさることながら、冬季・半島という様々な条件が重なったことから、派遣職員にとっては体力的・精神的にも大変厳しいものであったと思えます。

災害派遣では、原則として宿泊所の確保は派遣先の自治体が用意した避難所などを使いますが、避難所によってはキャパシティも限られているほか、現地で使える物資にも限りがあることから、被災者優先ということを考えて、可能な限り、準備できるものは派遣元で準備していくことが重要であります。

そのため、県で職員等が宿泊などに活用できる車両を整備し、そのまま被災地に行くことができる環境を整えることが理想であります。今後、悪化が見込まれる県財政を考えると、維持費や更新費がかかるものを大量に整備することは最善の選択肢ではありません。

そこで、例えば、キャンピングカーなどをレンタルしている企業と災害協定を結び、いざ災害が起きた際に、派遣用の車両を一定数確保するなど、自分たちのことは可能な限り自分たちで準備していくという体制づくりが必要ではないでしょうか。

もちろん、このような車両だけではなく、派遣に必要な装備や、冬の被災地派遣に向けた防寒着なども必要であることから、必要なものはしっかりと調達できる体制づくりのため、今ある災害に関する協定をより広範囲に拡充していく必要があると考えますが、今回の能登半島地震への被災者派遣を踏まえ、協定の拡充に取り組む考えはないか、知事にお伺いします。

私は、地方創生という名の下に、道府県が不毛な争いに巻き込まれている感が拭えません。この前、作家の内館牧子さんが「首都圏県在宅秋田人百人の物語」の本を紹介していただきましたが、この本の中には、ふるさと秋田への思いが本当にたくさん詰まっております。どこにいてもふるさとへの思いは変わりません。佐竹知事は、地理的に不利な状況の中、最大限の努力をしてきたことに敬意を表したいと思います。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

●議長（北林文正議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。原議員の代表質問にお答えを申し上げます。

まず、これまでの県政の評価と次代に託す課題であります。

先人が築いてきたふるさと秋田を守りつつ、新たな発展に結びつけていくという強い思いを持って、時代の潮流や社会経済環境の大きな変化

を見極め、本県の有する有形・無形の資源、資産を効率よく活用し、新たな視点を加えながら県政を推進してまいりました。

特に、私が知事に就任した当時は、リーマンショックの影響が色濃く残る最中であり、国全体の経済活力の低下が見え始めたほか、地球温暖化の影響も大きく取り上げられるなど、我が国の置かれる状況が厳しさを増すことが必至でありました。

このため、食料やエネルギー、命の源である水資源をかん養するため森林といった、人間の生存に不可欠となる基盤を保持することで、本県が国の存続に欠かすことのできない地域として存在感を高めていくことを県政運営の理念としてきたところであります。

これまでの取組により、全国初の大規模な洋上風力発電の稼働・導入拡大や輸送機産業の集積による産業基盤の強化、園芸メガ団地の整備を通じた複合型生産構造への転換、再造林の拡大等、本県の優位性を生かした力強い県内産業の構築が着実に進展しております。

また、私の全国市長会会長としての経験や人脈を生かし、国への粘り強い要望活動等により、県民生活や経済活動、地域間交流等を支える高速道路網や港湾の整備が大きく前進したところであります。

さらに、全ての小・中学校における少人数学級の実現や、あきた芸術劇場ミルハスを核とした心の豊かさにつながる文化芸術の発信とにぎわい創出に加え、トップセールスの積極的な展開による国際チャーター便・クルーズ船の誘致と台湾やタイへの県産物の輸出拡大など、様々な分野において成果が現れてきているものと認識しております。

一方、「新秋田元気創造プラン」の最重要課題である人口減少問題については、高校生の県内就職率が高水準で推移しているほか、社会減が四年連続で二千人台と五年前と比較して半数程度となるなど、一定の改善が見られるところではありますが、先般公表された「地域別将来推計人口」では、今後約三十年間で県人口が約四割減少するとの厳しい推計が示されております。

人口減少問題は、労働力不足やそれに伴う県内経済活動の停滞、過疎と高齢化の進行による地域コミュニティの共助機能の低下など広汎な領域に影響するものであり、地理的・歴史的な経緯も含めた複合要因に根差した壮大なテーマであることから、長期にわたり取り組むべきものと認識しております。

このため、残された任期においても、人口減少への対応を最優先として、「未来の秋田を支える人への投資」や「気候変動等に対応した防災力の強化」に重点的に取り組むことで、若者等の定着回帰や企業の人材投資・確保、県土の強靱化など、県政の諸課題に道筋を付け、次の代に引き継いでまいります。

次に、人口減少社会に対応した諸政策のうち、若者・女性の県内定着回帰における、賃金水準の向上であります。

東京圏等との賃金水準の格差が若年層を中心とした県外流出の大きな要因の一つと考えられることから、県では、新プランにおいて、「賃金水準の向上」を選択・集中プロジェクトの一つとして位置づけ、労働生産性と県内就業率の向上を大きな柱として取組を進めてきております。

これまで、経営規模の拡大や、IT関連等、賃金水準の高い企業の誘致などに取り組んできたところであり、国の統計では、新プランで中期的な目標とした地方圏の平均との格差は縮小傾向にあるほか、本県の賃金の増加率は東北で二番目との報道もあるなど、明るい兆しが見られております。

引き続き、洋上風力発電関係など成長が見込まれる産業の振興や、最新の技術を活用した生産活動の効率化を通じて労働生産性の改善を図るとともに、リスキリング機会の提供やキャリアアップ支援などの人材確保・人材投資の拡大により県内就業率を高め、賃金水準の向上を図り、若者・女性の定着回帰につなげてまいります。

次に、奨学金返還助成制度であります。官民を挙げて大卒者等の更なる県内定着・回帰を促進するため、来年

度、本県産業の新時代に挑戦し、飛躍を目指す企業と連携した、奨学金返還助成制度を新たに創設することにしております。

秋田の未来を支える若者の定着・回帰を図るためには、公務員として採用することも重要であると考えておりますが、県職員は一定数を確保できているほか、本制度が、事業の高度化・先進化のため、意欲的に大卒者等を採用していかうとする企業と力を合わせ、企業や地域をけん引する人材の確保を狙いとしていることから、公務員を対象外としたところであります。

なお、公務員については、私自ら「県職員の仕事ガイドンス」においてPRしているほか、市町村職員についても、県主催のマツチングイベント等を活用してもらおうなど、確保に努めているところであり、これらの取組を一層強化しながら、若者の更なる県内定着・回帰につなげてまいります。

次に、県内各医療圏における適切な病床等の規模であります。

人口減少や高齢化が進行する中で、県民に質の高い医療を提供し続けるためには、医療資源の有効活用を図り、高度で専門的な医療や身近な医療を地域でバランス良く整備していく必要があります。

このため、新興感染症等の感染拡大時における医療の確保や高度で専門的な救急受入れ等については、三圏域の広域的な枠組みにおいて整備するとともに、在宅医療や日常の外來診療、軽症・中等症の患者の救急や入院受入れ等、県民に身近な医療機能は、従来の八圏域において、きめ細かく整備することにより、地域に必要な医療を着実に確保してまいります。

また、病床の在り方については、地域の実情に応じて、患者数や疾病の特性に着目しながら、不足している回復期の病床の確保など、高齢化の進行による医療需要に対応した病床の充実に取り組んでまいります。

さらに、県医師会と連携して、新たに各圏域に在宅医療を推進するための拠点を設け、在宅医療体制の構築や介護との連携を強化するとともに

に、医療機能とオンライン環境を備えた車両である「医療Maas」の秋田大学への導入を支援するなど、オンライン診療等の医療のデジタル化を進めることにより、県民の利便性の確保に努めることとしております。

今後、地域医療調整会議など様々な協議の場において、医療のみならず介護や市町村等の幅広い関係者と協議を重ね、地域において必要な医療提供体制の構築に向けた取組を進めてまいります。

次に、水道料金と施設の老朽化・耐震化であります。

人口減少に伴う料金収入の減少や水道施設の老朽化・耐震化による更新など、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、来年度から料金の値上げを予定している市町村があるなど、将来に向けて事業を維持するためには、施設の強靱化を図りながら適正な事業経営を進めることが重要であります。

このため、県が昨年度、県内を六圏域に区分して広域化の将来シミュレーションを行い、その結果を取りまとめた「秋田県水道広域化推進プラン」では、薬品の共同調達等のソフト面での連携による効果が期待されたことから、今年度は、圏域単位でプランの具体化に向けた意見交換を行い、導入の可能性を検討しております。

一方、本県の地理的な制約などにより、ハード面での連携効果は限定的であることから、来年度は水道管路等の設備投資が困難な過疎地域などにおいて、水道に替わる新しい技術を用いた設備導入により、投資を縮減できる可能性を調査するなど、将来的な水道事業の経営改善に資する新たな取組を実施することとしております。

県としましては、必要不可欠なライフラインである水道を維持していくため、国に対し、特に人口減少が著しく財政基盤が脆弱な自治体への交付金の補助率の拡充や要件緩和などについて要望するとともに、市町村に対しては、災害に強い新しい技術の情報提供や経営健全化に向けた助言を行うなど、地域の実情に応じた支援に努めてまいります。

次に、高齢者福祉政策であります。

介護保険料は、介護需要の増加や介護報酬改定等の影響により全国的に上昇しており、重度の要介護認定率が高い地域ほど、介護保険料も高くなる傾向にあることから、介護保険制度を維持していくためにも、介護予防・重度化防止の取組により、重度の要介護認定率を低下させることが重要と考えております。

このため、県では、健康寿命日本一の実現を目指し、県民の食生活改善や運動習慣の定着に取り組みとともに、市町村が実施する調理・掃除等を行う生活援助や、通所の上での入浴・食事等を提供する生活支援、住民主体の通いの場の育成など、介護予防活動の支援を行ってきたところであります。

本県における重度の要介護認定率は、十年間で七・四％から六・八％に改善しており、今後もフレイル予防などの健康づくり運動を展開するとともに、市町村に対する先進事例の情報提供や、伴走型の支援等を積極的に行うなど、市町村と連携しながら介護予防・重度化防止の取組を推進してまいります。

次に、道路の維持であります。

県では、管理する道路延長が約三千二百キロメートルに上り、約二千三百の橋梁や八十四本のトンネルがあるなど、多くのインフラ施設を抱えていることから、維持管理費の確保や、進行する老朽化への対応が課題となっております。

このため、市町村と連携した効率的な道路パトロールや交換除雪を実施しているほか、国・県・市町村等で構成する「秋田県道路メンテナンス会議」において、国庫補助事業による新技術を採用した点検業務や老朽化対策の進め方などを議論し、人材不足やコスト縮減に対応した道路管理の手法について検討を重ねております。

また、各インフラの長寿命化修繕計画に基づき、事後保全から予防保全への転換を図るとともに、利用実態を踏まえ、大仙市花園地区など五

か所の横断歩道橋を撤去したほか、横手市大森地区において、道路橋の集約化を図るなど、地元の理解と協力を得ながら、施設の統廃合についても取り組んでいるところであります。

今後、国や市町村と連携しながら、県全体の道路ネットワーク機能を確保するとともに、基幹的な役割を担う県管理道路については、交通量や利用状況等を把握しながら、路線の重要性や対策の緊急性を勘案した上で、適切な維持管理に努めてまいります。

なお、小さな集落等に連結する道路については、検討すべき様々な要素があり、今後の重要な課題になるものと認識しております。

次に、ライドシェアの導入であります。

乗合バスの乗務員不足が進行し、路線の維持が困難になる事例が全国的に拡大しているほか、地方においては住民の高齢化が進み、バス停まで歩いて利用することが難しい方が増えているなど、乗合バスを中心としたこれまでの地域交通対策は大きな転換期を迎えております。

こうした状況の中、ライドシェアについて、基本的には、本県の地域交通における課題に対応し、住民の移動手段の一翼を担う可能性を有するものと認識しておりますが、今般示された国の制度案は、配車アプリやキャッシュレス決済の利用が前提となるなど、主に都市部や観光地の普及を見据えたものであり、必ずしも地方の実情に見合ったものとはなっていない状況にあります。

このため、県としましては、まずは、乗合タクシーや家用有償旅客運送など、それぞれの地域に適したコンパクトで持続可能な仕組みの導入を促していくとともに、ライドシェアについては、事業者や市町村等との議論を通じて課題を抽出し、真に地域の実情に対応した制度となるよう、国へ働きかけてまいります。

次に、ＪＲローカル線の存続であります。

県内のＪＲ路線は、住民生活の足としてのみならず、国内各地を結ぶ交通ネットワークの一部として不可欠なものであり、これからも地域の



社会基盤として、有効に活用していくことが求められております。

しかしながら、近年は人口減少や生活スタイルの変化などから地方路線の維持が難しくなる中、花輪線及び北上線の県境部など、輸送人員が大きく減少している区間においては、このままの状況が続くと、鉄道輸送のメリットを十分に発揮できなくなることが懸念されております。

県としましては、これらの路線について、沿線市や岩手県、鉄道事業者等と協議を進める中で、モード転換も含めた議論が前提となる、国の再構築協議会の設置を要請するのではなく、これまで以上に住民利用の掘り起こしや観光利用の促進などに取り組むことで、その維持・存続を図るべく、利活用に向けた関連予算を今議会に提案したところであり、今後とも関係者が一体となりながら、取組を強化してまいります。

次に、農業政策であります。

県では、農業者の減少や高齢化が加速する中で、広大な農地を維持していくため、一経営体当たりの経営面積を二倍以上に拡大する必要があるとの見通しのもと、担い手への農地集積を図ってきたところであり、ます。

このたびの食料・農業・農村基本法の見直しにおいて、国では、食料の安全保障を重要視し、現状より相当少ない経営体で国内の食料供給を担う必要性を示しており、県としましては、更なる経営規模の拡大に当たり、農地集積に加え、分散錯ほの解消を通じた農地の集約化と、その受皿となる農業経営体の基盤強化が、一層重要になると考えております。

このため、ほ場整備と併せて、農地バンクを活用した農地の集積・集約化はもとより、大区画化された農地において、農業機械の自動操舵やセンシング技術等をフル活用したスマート化を推進しているところであり、ます。

また、高度な経営力を有し、雇用や農地の受皿となるプロ経営体の育成を図るため、中小企業診断士による徹底した経営改善を支援しているほか、組織間の連携・合併などによる集落営農の構造再編にも取り組ん

でおります。

さらには、現在、市町村が主体となり、農地利用の将来を見据えた地域計画の策定を進めており、県としましても、地域での話合いに積極的に参画し、中核的な経営体への集積・集約化を進めるとともに、兼業農家や企業等の力も活用しながら、農地利用の効率化に努め、本県農業の持続的な発展を目指してまいります。

次に、若い世代に対する不妊治療に係る周知啓発であります。

近年、若い男女が将来どのような人生を送りたいかを考え、今の自分の体の状態や生活と向き合うプレコンセプションケアが注目されており、その普及を図ることは、不妊治療の正しい知識の普及啓発をはじめ、健全な妊娠・出産ができる可能性を高めるものと考えております。

県では、今年度より、プレコンセプションケアの普及啓発を開始しており、秋田大学等と連携しながら、市町村保健師や助産師、養護教諭等を対象とした研修会を開催したほか、県内の全ての高校二年生や婚姻届を提出した夫婦にリーフレットを配布し、啓発を行っております。

今後は、出産を希望する方が一人でも多くの子どもを授かり、自らが望むような生活を送ることができるよう、医療機関や関係団体等との連携の幅を広げ、プレコンセプションケアの更なる普及を推進してまいります。

次に、がんの重粒子線治療であります。

山形大学医学部附属病院などにおいて行われている重粒子線治療は、患者の身体的な負担が少ないなどのメリットがあり、がん治療に新たな選択肢を与えるものであります。

一方で、がんの治療は、患者の病態によって手術や薬物療法などを組み合わせられるものであり、本県においては、秋田大学医学部附属病院及び地域がん診療連携拠点病院等が連携し、個々の患者に応じた医療が提供されております。

治療法の選択については、重粒子線治療を含め医師が病態に応じた説

明をしつかり行った上で、患者が医師と相談しながら行われるよう、県としましては、患者が医師に相談しやすい環境の整備について、秋田県がん診療連携協議会などの場を通じて、医療関係者と協議を進めてまいります。

次に、クマ対策のうち、複合的な観点からの有害鳥獣対策であります。クマの被害対策は、捕獲による対策はもとより、被害防除対策や生息環境管理に総合的に取り組んでいく必要があります。

そのため、第五次ツキノワグマ管理計画に基づき、狩猟による捕獲や有害鳥獣捕獲による問題個体の排除のみならず、農地周辺における防除や集落での誘引物の除去等の被害防除対策、生態や対策を正しく知り、適切な対策を実行していくための普及啓発に取り組んでいるところであります。

また、クマをはじめとした野生動物が生息できる環境につきましては、県内の天然林面積が約四十一万ヘクタールで安定していることに加え、スギ等針葉樹と広葉樹の混交林化に取り組んでいるところであり、将来的にもクマなど野生動物の生息環境は維持できるものと考えております。今後、クマ類が指定管理鳥獣に指定された場合には、科学的・計画的な管理により、人とクマとの共生の実現に向けた対策をより強化することが可能となります。

次に、やぶ払いなどの環境整備であります。

河川敷や耕作放棄地などのやぶが、クマの生息域である森林から市街地への移動経路になり得ることから、見通しを良くし、人の生活圏にクマが接近しないよう、やぶの刈り払いなどの対策を地域ぐるみで進めていくことが重要であります。

今後、地域住民の自主的な取組への支援について、庁内連絡会議を通じて情報共有するとともに、市町村など関係機関等を対象に開催するツキノワグマ被害防止連絡会議で情報提供するほか、県のウェブサイトや出前講座において周知し、活用を促進してまいります。

なお、国においては農地等への被害対策のための財政支援はあるものの、それ以外の移動ルートを遮断する対策への支援がないことから、県では新年度予算を大幅に増やして今議会に提案し、森林における緩衝帯整備等によりクマの出没抑制を図ることにしております。

クマ類が指定管理鳥獣に指定された場合には、既存制度に加え、緩衝帯整備等に対する新たな支援制度を創設し、早期に措置をするよう国に要望してまいります。

次に、肉用牛繁殖農家対策であります。

物価高に伴う節約志向の高まりにより、高単価な和牛の需要が落ち込み、枝肉価格のみならず子牛価格も大きく低下しているほか、飼料価格は、ウクライナ情勢や円安などの影響により、高止まりしていることから、肉用牛経営は、非常に厳しい状況にあると認識しております。

このため、県としましては、今年十月、秋田牛がデビュー十周年を迎えることを契機に、首都圏等でのプロモーション活動や、観光誘客に対応した県内の飲食店等での提供のほか、学校給食を通じた食育の推進のための関連予算を今議会に提案しており、引き続き、関係団体と連携し、秋田牛の需要喚起に努めてまいります。

経済的な支援については、国において、肉用牛生産に対するセーフティネットに加え、子牛価格の補填を行う追加支援策を講じており、肉用牛経営の維持に一定の成果が出ていると考えております。

県では、こうした激変緩和策とは別に、生産者の経営改善に向けた取組を後押しするため、今年度、国の各種交付金を活用しながら、優良な子牛生産に対する奨励金を措置したほか、肥育牛や飼料増産に必要な機械の導入への支援を行ってきたところであります。

来年度は、繁殖雌牛の増頭や、ICT機器の整備などの支援に加え、県内での飼料生産の拡大に向け、子実用トウモロコシの生産実証のほか、イアコーン・サイレージや大豆ホールクropp・サイレージなどの給与試験などに取り組むこととしており、安定的な畜産経営の実現に向け、

肉用牛生産の構造改革を進めてまいります。

次に、災害に係る協定の拡充であります。

県では、災害時に迅速かつ的確に対応するため、物資供給や輸送、医療救護などの分野で百三十一の民間企業や業界団体と協定を締結しております。

これらの協定に基づいて、昨年七月の大雨災害時には、住家被害認定調査に関し御協力いただいたほか、今回の能登半島地震においても、石川県への非常食やブルーシートの輸送をお願いしたところであります。

一方で、災害派遣に当たった際のキャンピングカーの活用については、被災地までの運転に係る負担や駐車場所の確保、体育館等で避難生活を送る避難者感情等への配慮が求められることから、状況に応じた判断が必要と考えております。

被災地に職員を派遣する場合には、可能な限り派遣先に負担をかけないことが重要であり、今回の派遣に当たっては、ヘルメットや住家被害認定調査に必要な資機材を持参したほか、冬季対策として、防寒着や寝袋も準備したところであります。

今後とも、必要なものは、民間の協力も得ながら出発前に円滑に調達できるように、現在締結している協定を点検し、必要に応じて拡充を図ってまいります。

私からは以上でございます。

#### 【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 原議員から御質問のありました、人口減少社会に対応した諸政策のうち、学校規模の適正化についてお答えいたします。

はじめに、適正な学校の規模についてであります。平成二十八年年度から実施している第七次秋田県高等学校総合整備計画においては、多様な個性との出会いや社会性の育成、教育課程の充実など、教育効果を最大限高めるといふ観点から、一学年四学級から八学級を望ましい学級規

模としております。

現在策定中の第八次計画では、概ね十年先までの若年人口の推計を踏まえ、学校の適正規模についても見直しを行います。各地域における学科の設置バランスを考慮するとともに、地域との関係性が深く、地域と連携・協働した特色ある学校づくりが期待できる学校にあっては、小規模であっても、その存続について十分に検討していく必要があるものと考えております。

次に、更なる学校統合についてであります。これまで、各地区における生徒の減少や学科のバランスに配慮し、段階的に募集定員を減らしてきたものの、定員を満たさない学校が増えていることは課題であると捉えております。

第八次計画については、先に説明したとおり、今後の生徒数の減少を見据えながら、定員を満たさない学校や小規模校も含め検討を行い、この六月に素案を発表し、地域の意見を聞きながら、令和七年度中に成案を発表する予定であります。

その後、計画の実現に向けては、地域での協議会等において、さらに議論を深め、住民や関係機関・団体の理解と協力を得ながら、再編整備を積極的に進めてまいります。

県教育委員会としましては、第八次計画の策定に当たっては、生徒が高い志を持ち、自らの目標に向かって、生き生きとした学校生活を送ることができるよう、時代の変化や地域の実情を踏まえながら、十年間の計画期間にとどまらず、さらにその先を見据えて、学校規模や統合の議論を加速化させてまいります。

次に、教職員の確保についてであります。教員の大量採用に伴い、本県の教員採用試験の倍率は、近年低い状況が続いており、特に小学校においてその傾向が顕著であることから、採用倍率の向上とともに、それに伴う教職員の質の向上を図ることが、喫緊の課題であります。

教員採用試験の志願者確保に向けては、来年度より試験及び合格発表

日の前倒しを行うほか、県内外の学生を対象とした説明会の実施、他県教諭及び教職経験者に対する優遇制度や、中学校教諭志願者における小学校教育の併願制度の導入など、受験しやすい制度の拡充を図っております。

また、県のホームページ等を通じ、本県の教員として働く魅力を積極的に発信するとともに、学校における働き方改革を推進し、働きやすい職場環境の整備に努めております。

さらに、秋田大学との連携により、高校生に小・中学校での教師体験を通じて魅力を知ってもらう「教師ミニミニ体験」を開催しており、参加者は今年度百六名に拡大するなど、教職への関心の高まりがうかがえ、今後さらに多くの高校生が体験参加するよう取り組んでまいります。

教職員の質の向上に向けては、若手教員に対し、教科指導に卓越した力を有する教育専門監によるサポートや、メンター方式による校内研修の一層の充実を図っており、今後は、ICTを活用した授業実践に対し、指導主事が伴走支援を行うなど、教職員の指導力の更なる向上に努めてまいります。

私からは以上であります。

【警察本部長（森田正敏君）登壇】

●警察本部長（森田正敏君） 私からは、警察官の確保についてお答えいたします。

令和五年度の秋田県警察官採用試験の受験者数は、過去最少となる二百二十一人で、競争倍率も過去最低の二・〇倍となるなど、警察官の採用情勢は、厳しい状況が続いております。

要因としては、少子高齢化に伴う就職適齢人口の減少や若者の県外流出、企業の採用意欲の高まりに伴う就職・採用活動の早期化などが大きく影響しているものと認識しております。

県警察では、これらの要因を踏まえ、若者の県内定着・回帰を念頭に、県内外の就職適齢者が受験しやすい環境を整備するなど、募集活動の更

なる強化に取り組んでいるところであります。

具体的には、大卒または見込みの者を対象とした警察官A区分の試験において、首都圏などに暮らす学生や本県出身者が受験しやすいよう、一次試験の試験地を拡充し、秋田会場に加え、令和四年度には宮城会場、令和五年度には東京会場を増設して、三つの試験地から会場を選択できるようにしております。

また、国内全体で就職・採用活動が早期化している現状を踏まえ、令和六年度試験においては、警察官A区分の試験日程を全体的に二か月前倒しをし、これまで七月に実施していた一次試験を五月に実施することとしております。

これは、早期化が進む他の公務員試験に近付けて実施することで、優れた人材を一人でも多く確保しようとするものであります。

さらに、本県からの進学者が多い県外の地域、大学等を分析した上で、訪問またはオンラインによる説明会を弾力的に開催するなど、県外における募集活動部動をさらに強化しているところであります。

加えて、県警察では、犯罪情勢や社会情勢の変化に適切に対応するため、警察学校や職場において、全ての職員の実務能力向上のための取組を適時適切に推進しているところであります。

これらの取組として、警察学校においては、専門的知識を有する技能指導官による教養や実際の現場を想定した各種訓練の実施など、実務に直結する実戦的教養を実施しているほか、県内の各界著名人による特別講演により、人間性やプロ意識のかん養を図るなど教養の充実に努めているところであります。

職場においては、現場の第一線で職務執行に当たる全ての警察官を対象に、現場対応能力の向上と指揮能力の修得を図るため、ロールプレイング方式を取り入れた実戦的総合訓練を実施するなど実技を交えた教養を推進しております。

また、若手警察官の早期戦力化を図るため、実務経験二年未満の警察

官を対象として「若手地域警察官等スキルアップ研修」などを実施しております。

さらに、凶悪な犯罪から県民の生命、身体、財産を守るため、柔道、剣道、逮捕術や拳銃射撃など各種術科訓練を強力に推進していくなど、今後も、職員の実務能力向上のため、引き続き各種教養の充実に取り組んでまいります。

社会情勢の変化が加速する中、犯罪の複雑化・巧妙化等に的確に対処し、県民の安全を確保していくためには、県警察の組織力を維持・向上させていかなければなりません。

言うまでもなく、警察組織の基盤は「人」であり、いかなる情勢下にあっても、優れた人材の確保は県の治安維持を担う県警察の最重要課題であります。

県警察としましては、就職適齢者の動向の分析に基づく効果的な施策を積極的に取り入れるなど、募集活動の更なる強化を図り、真に警察官たるにふさわしい優秀な人材の確保に努めてまいります。

私からは以上であります。

●三十四番（原幸子議員） 再質問二点、知事にお伺いします。

秋田大学医学部の重粒子線セミナーの件ですけれども、このセミナーには秋田大学医学部の泌尿器科の先生方四人も講師として見えておりませんでした。金曜日の午後からのセミナーということで、医療従事者の方が少なかったという問題点もあったと思いますが、土谷先生が秋田大学を卒業している、そして土谷先生を知っている方は、「メールとかで、こういうふうな症状だけでも、どうかみたいなメールが来る。」と。そして、「東日本重粒子センターでも、お医者さんのほうが相談しやすいようなネットでのあれを開設しているの、秋田県内の方でも受けられる対象の方がいれば。」ということでした。ですから、知事の答弁にあつたのですけれども、もう少しきちんと患者さんをお願いしやすい環境整備を県としてもっと力強く取り組んでいただきたいと思っております。

すが、このことについて一点お伺いします。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 重粒子線治療は、全てのガンというわけではなくて、泌尿器関係には非常に効果があります。ピンポイントで、非常にミリ単位で照射しますので、動くね、胃腸とか——動くものは、これは無理です。それから、今般、秋田大学の学長も代わりますし、また、そういう関係で秋田大学のほうとの、私自身もこれから脳研のいろいろな問題がありますので、是非ダイレクトに秋田大学と話をしながら、また、医師会、あるいは病院協会に、この件について様々な働きかけをしまして、まずは、どういこうんがこれに適しているか、こういうふうなガンは無理だと：。そういうところを十分に県民の方に情報発信しながら、また、いろいろな面で相談しやすいような感じで、医師会、あるいは医療関係と、この件についてしっかり話し合っていきたいと思えます。

●三十四番（原幸子議員） もう一点が災害に係る協定でありましたが、

このキャンピングカーの活用は、今回の能登半島地震で被災地の方、被災した市町村が、このDMAT（災害派遣医療チーム）とか、そういう方たちに使っていただきたいということで、キャンピングカーなどを準備して、例えばそういう中で打合せやちゃんと休息を取ってほしいということ、被災地の市町村が準備した箇所もあったようです。ですから、それを被災地で準備するの、もちろん大変なことだと思つて、行くほうもそういうものを活用しながら行ってみてはどうかということ、この拡充という意味で質問しました。これについては、知事は再考の意向はないでしょうか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） そのときに県内でキャンピングカーがどのぐらいリースができるか、そういう能力もあります。状況によって、今回は、まず緊急ですので、まずは行くという。ただ、長期にわたる場合、あるいは様々な状況に応じて、当然、これから派遣する際には、キャンピン

グカーの活用も視野に入れながら、どういう方法が一番いいのかということ、これを選択しながらやるということは重要な問題と思っておりますし、そういう点についても臨機応変にやっていきたいと思っております。

●三十四番（原幸子議員）では、教育長に伺いたいと思っております。

学校の適正化で、四学級から八学級が理想ではないかというお話はいただきましたが、今回の志願倍率だけではないのですが、見てみると、一学年十人にも満たない規模の学校が見受けられました。このことについて、今後適正化をどのように進めていくのか、教育長にもう一度伺いたいと思っております。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 学校規模に関しても、次の第八次計画でどのようにするかというのは、今検討中でありまして。小規模に関して、さらには定員割れも含めてですけれども、それもこの後の計画で、どのように統合・再編するのか、あるいは残していくのかについては、かなり慎重に検討していかなければならないと思っております。定員割れが全ての基準ではなくて、例えば、その地区での子ども達の減少の割合であるとか、あるいは、その地区ではどのようなバランスの配置がいいのか、あるいは、どのような産業、学科が求められているのか、それらを全て勘案しながらやっていかなければならないと思っております。実際、先ほど申し上げたように、例えば定員に満たない学校、あるいは小さい学校であっても、その地域にとって非常に重要な役割を果たす学校も当然ありますので、その点に関しては慎重に議論し、いろいろな人の話を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

●議長（北林丈正議員） 三十四番原幸子議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩

午後一時再開

一	出	四十一名
二	佐藤光子	櫻田憂子
三	山形健二	高橋健
四	武内伸文	小棚木政之
五	高橋豪	瓜生望
六	島田薫	松田豊臣
七	加賀屋千鶴子	薄井司
八	佐藤正一郎	宇佐見康人
九	住谷達	児玉政明
十	小山緑郎	小野一彦
十一	鈴木真実	沼谷純
十二	加藤麻里	小原正晃
十三	三浦茂人	佐々木雄太
十四	杉本俊比古	鈴木健太
十五	佐藤信喜	今川雄策
十六	高橋武浩	石田寛
十七	渡部英治	北林丈正
十八	竹下博英	原幸子
十九	工藤嘉範	加藤幸一
二十	三浦英一	柴田正敏
二十一	川口一	鶴田有司
二十二	鈴木洋一	

休憩前に同じ

地方自治法第二百二十一条による出席者

●議長（北林丈正議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十三番佐藤正一郎議員の発言を許します。

【十三番（佐藤正一郎議員）登壇】（拍手）

●十三番（佐藤正一郎議員） 会派みらいの佐藤正一郎です。

はじめに、一月一日に発生した能登半島地震では、二百四十人以上の方が亡くなりました。御冥福を祈りますとともに、重軽傷を負った方や住宅等が被害を受けた方、今なお避難生活をされている多くの皆様からお見舞いを申し上げます。

マグニチュード七・六、最大震度七を記録したこの地震は、能登半島という地理的にも厳しい環境の中で発生し、石川県では七万棟を超える住宅が被害を受け、道路や港湾、水道や電気などの地域のインフラも壊滅的な状況となっています。一日も早い復旧と地域の復興を願っております。

そこではじめに、能登半島地震から学ぶ災害に強い県土づくりについて伺います。

地震が発生したのは正月休みのそれも元日の夕方でした。ふるさとに帰省した方や観光地で過ごす方など、普段よりも多くの皆さんが滞在しているときでした。震源の石川県能登地方は、地理的にも半島特有のリスクがある道路事情に加え、集落が点在しており、大規模な停電が起きたことにより情報網も寸断されました。

それゆえに、被害実態の把握が困難で救助や救援活動にも時間がかかり、多くの集落が孤立しました。さらに、最も寒い時期に開設された避難所では物資が足りないなど、発生から一週間程度は混乱が続いたと思われるます。

本県でも過去に新潟地震や日本海中部地震で大きな被害を受けていますが、今回の能登半島地震から学ぶ教訓について、知事はどのように受け止めているのか、所見を伺います。

能登半島地震を受けて県は、三方を海に囲まれ大部分が山間地で過疎

集落が点在する男鹿半島で、大地震が起きた場合は能登半島と同様の状況が生じる恐れがあるとして、来年度に男鹿市や関係機関・有識者による協議の場を設ける計画です。男鹿半島は国道一〇一号と県道男鹿半島線が寸断されればたちまち陸の孤島となってしまうことから、海や空からの対応について検討する必要があります。

同様に、県内の地理的な状況を見ると、沿岸部と内陸部の違いや県北部と県南部の違いがあります。さらには寒い季節や暑い季節など、対応も違ってきます。

県の地域防災計画にはそうした地域性や寒さや豪雪に備える対策などが十分かどうか、いま一度見直す必要があると考えます。県の各地域振興局には防災担当官も配置されていますから、万が一の災害に備えた対応について、市町村や消防・警察・自衛隊などの関係機関と定期的に協議するなど、救助・救援活動の体制や避難所の設備、備蓄品などの点検をしていくべきと考えますが、どうでしょうか。

さらに、陸の孤島にならないようにするための情報や道路網の整備について伺います。

県内ではようやく山間部などでも電波の不感地帯の解消が進み、携帯電話の利用できる範囲が広がってきました。市町村によるラジオ局と提携した防災無線放送なども普及してきました。しかし、今回の能登半島地震では停電により基地局が稼働せず、情報が途絶えてしまった集落が多数ありました。これらを解消するには衛星電話などが有効であり、特に山間部の過疎集落などにある消防団関係者に常備しておく必要も考えられます。

また、県内にあるトンネルでラジオを聞けるトンネルは、ごく一部しかありません。高速道路でも聞けないトンネルがあるほか、国道や主要県道でもラジオが聞けないトンネルが多くあります。携帯電話については通話可能なトンネルが多くなってきましたが、ラジオは改善されていませんので、それぞれの道路管理者によって早く整備されるようお願い

したいと思えます。

そして、特に陸の孤島になる可能性のある地域の道路整備については、県土の保全と防災力の強化の視点から、速急に進めなければならないと感じました。道路はそのほとんどがつながっており、普段は必ず通り抜けができるのですが、冬期間に閉鎖されている道路にある地域では、何らかの理由によって一か所が通行止めになると孤立してしまう場合があるからです。

例えば湯沢雄勝地域の場合、ジュネス栗駒スキー場があり、成瀬ダムが建設されている東成瀬村の岩井川地域や椿川地域では、地域の幹線である国道三四二号が冬期間は通行止めになり、田子内地域との境にある成瀬川に架かる橋が通行不能となった場合、完全に陸の孤島となってしまいます。横手市の国道一〇七号と東成瀬村の国道三四二号を結ぶ主要地方道横手東成瀬線があるものの、この路線も冬期間は閉鎖されています。東成瀬村と横手市は三十年以上前から通行通行の要望をしていますが、改築工事は一向に進んでいません。

こうした路線の通常通行を可能にする整備は喫緊の課題であります。県土の保全と防災力を強化する政策として、災害に対応できる交通体系を整備しなければなりません。栗駒周辺の周遊も含め観光振興にも寄与する道路でありますから、次の道路整備計画には防災の視点から抜本的な対策を是非盛り込んでいただきたいと思うと同時に、こうした地域が県内にどの程度あるのか。高速道路や幹線道路網、バイパス工事もちろん重要であります。そうした陸の孤島を解消する道路整備について、知事の考えを伺います。

次は、県政の重要課題と予算編成についてであります。

県は「新秋田元気創造プラン」の推進に基づく予算編成をしています。特に昨年は秋田市などで大規模な河川の氾濫や浸水被害が発生したことから、県民の生命や財産を守るために今年度から抜本的な治水対策に取り組めます。

秋田市の太平川では令和十年度までの事業期間で、総事業費百九十五億円の「緊急激甚災害対策特別緊急事業」を予算計上しました。さらに、鹿角市や大館市、三種町、五城目町、由利本荘市などでは河道掘削や堤防整備など、集中的な改修事業を行うとしています。そうしたことから、相当程度の一般財源負担や地方債発行の増加が見込まれるとして、公共事業の実質負担額を5%削減する目標を立て、知事も機会あるごとに説明してきました。県土の強靱化を進めるために災害復旧事業などに集中投資することは必要ですが、一方で、公共事業が地域に偏った状況で計画されることにより、地域の経済活動にも大きな影響が出てきます。

ここ数年でも、雄物川の氾濫による災害復旧事業と大規模な農地基盤整備事業などが実施されている地域や、港湾整備や民間の設備投資が活発な地域などでは、公共事業等が飽和状態になり、応札がないケースや入札不調も発生しています。一方で、県の発注事業量が年々低下している地域もあります。

こうしたことから、県土を創造し守る使命を持つ建設事業関係者を育成していく立場と、地域経済を支えていく視点からも、公共事業全体では各地域振興局間である程度のバランスをとっていく必要があると考えます。大規模な事業がない地域には単独事業の配分を考慮することなどが必要と考えますが、公共事業の規模のバランスが地域経済に与える影響について、知事の考えを聞かせてください。

次に、企業誘致と中小企業の振興について伺います。

県は雇用の創出と賃金レベルの向上に向けて、成長産業などの誘致に当たり工場立地や施設整備のための設備投資を支援するため、企業立地関連事業として、ここ数年は三十億円程度の予算を計上しています。交付限度額は五億円。製造業にあつては新規の雇用者数が五十人以上や研究施設を併設する場合には、五億円等の追加措置があります。

こうした支援で、新たな企業が本県に進出し経営規模の拡大が進むことは歓迎されることであります。しかし一方で、既存の中小企業の設備



投資や機械等の更新に対する支援はどの程度あるのでしょうか。私は地元にある誘致企業の経営者から、設備を更新したいが製造業の機械等は高価なものが多い。是非ともそうしたもとの支援が欲しいと懇願されました。「釣った魚には餌はやらない。」というわけではないでしょうが、県内企業の大半を占める中小企業の設備や機械の更新に対する支援が貧弱だと思いますが、知事の所見を伺います。

次は、水田農業の生産拡大と複合経営についてです。

県はコメ偏重の農業経営から脱皮しようとして、園芸メガ団地の育成や、畜産クラスター事業により、規模拡大に取り組んできました。収益性の高い生産構造への転換やスマート農業の導入に不可欠な水田の汎用化と畑地化に資する基盤整備も進めております。一方、農業の担い手が減少してくる中で、農業法人の育成も急務であります。

そうした中であって、秋田県の場合はいま一度、田畑輪換による水田のフル活用を強力に推進しなければなりません。海外依存率の高い大豆の生産拡大や耕畜連携による飼料作物などの栽培。加工や業務用に対応した品種改良と新たな栽培体系の導入。一次加工施設の整備などにより、環境に恵まれた優良な水田の持つ底力を引き出さなければなりません。水田活用交付金の条件として、五年に一回は水田に水張りをすることが求められています。山間部などでは畑地化の困難なところもあり、そうしたほ場にはコメを作付けし、条件のいいほ場では田畑輪換に取り組むための施策を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

次に、市町村との事業連携について伺います。

県はスタジアムの整備について平成二十九年に検討委員会を立ち上げ、八橋運動公園など三か所を候補地として調査しましたが、いずれも適当ではなく、秋田市に候補地を探すよう求めていました。その結果、秋田市は民間事業者と進める「外旭川地区まちづくり事業」を計画し、観光施設や交流施設を整備するとともに、ブラウブリッツ秋田の本拠地となる新スタジアムも同事業の一環で整備する方針を示しました。

しかし、当該地域は軟弱な地盤が多いという佐竹知事の指摘によって、スタジアムは秋田市卸売市場の建て替えて生じる同敷地内の余剰地に整備することになり現在に至っております。スタジアム整備には県も概ね三分の一程度の支援をすると知事も明言しています。

一方、まちづくり事業については一帯の農地の規制緩和が必要で、秋田市は地域未来投資促進法を活用する方針ですが、これには秋田市と県が共同で基本計画を策定して国の同意を得る必要があります。しかし、知事はまちづくり事業について、「何が中心なのか分からない。事業の正当性や実現性を県民に説明する責任があり、それを果たせるだけの情報がない。」と述べるなど、事業の推進には難色を示しています。今月七日の記者会見では、手を後ろに回す仕草を見せ、「いろいろあるんだよ。裏が。」とテーブルをたたいて興奮しておりました。一体どういふことがあるのでしょうか。知事が言うまちづくり事業について同意できないという、その本当の要因は「いろいろある裏の話」を知っている、このまま進めることに同意はできないというのでしょうか、その具体的な内容を明らかにしてください。

県は今まで、秋田市中心市街地の整備に関連して、県立美術館の移転改築やあきた芸術劇場ミルハスの建設など、秋田市と連携してまちづくりを進め、それぞれの役割を果たしてきました。これらの事業に当たっては中心市街地活性化計画があるとして、県が都合よく秋田市の計画を利用してきたようにも思います。こうした経緯には「裏の話」はなかったのですね。

佐竹知事は知事就任前に秋田市長を二期八年務めていることから、秋田市の状況もよく理解されていることでしょうし、行政経験も豊富な大ベテランです。それゆえに秋田市からの提案については上から目線の物言いが多いのでしょうか。県と秋田市に上下の関係はなく、ましてや地域未来投資促進法に基づいて市と県が共同で基本計画を策定する必要があるのであれば、知事も事業の必然性や実現性について具体的な提案を

していくべきであり、市の計画について木で鼻をくくるときに「同意できない。」などと言うものではないはずです。報道によれば、先日の知事との会談後に、「これまで話してきた県と市の事務方は、当然同じ方向を向いていたと思っている。」と市長が話していたようですが、知事はどういう立場と視点でこの計画に臨んでいるのか、知事の考えを伺います。

ところで県は昨年三月、県内の全ての市町村と、下水道事業のサポート業務を請け負う新会社の設立に関する連携協約を締結し、十一月には新会社が設立されました。過疎化や職員数の減少により住民の暮らしを支えるインフラを維持できなくなる心配もあり、生活排水処理事業の効率的な点検・修繕計画の策定など、市町村からの業務委託を県が取りまとめて一括発注することで、コストの削減も見込まれます。都道府県全域をカバーする下水道事業の支援組織は全国的にも例がなく、新しい事業の進め方として注目されています。

また、平成二十四年度には、市町村の多様な課題を解決していくため、市町村の提案を基に県と市町村が協働でその地域に適した地域活性化策をオーダーメイドで作り上げる「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」が創設されています。県は一市町村当たり二億円、総額で五十億円程度を交付金として用意し、市町村と県の関係課所でプロジェクトチームを設置し、民間アドバイザーによる検討会も行われました。

その結果はというと、例えば私の住んでいる羽後町では「食と交流によるうごブランド発信プロジェクト」に取り組み、町の地域資源を町内外に広く発信する環境整備として、平成二十八年七月に「道の駅うご端縫いの郷」が開設されました。名物の西馬音内ソバを提供するダイニングや豊富な農林産物の直売所などが人気を呼び、昨年四月にはオープンから六年九か月で来場者五百万人を達成。年間の売上高も六億円に迫る勢いです。運営している会社の従業員も総勢で四十人ほどとなり、町の雇用拡大にもつながっています。

このように県と市町村との事業連携は、秋田市との県・市連携だけではありません。共通した課題を皆で連携して乗り越えることや、市町村が持っている夢の実現に向けて県も一緒に知恵を出し合うことなど、様々です。是非とも市町村との協働の取組を一層進めてもらえるよう希望しますが、知事の所見を伺います。

次に、若者の県内回帰と人材の確保について伺います。

県の当初予算案は、若者や女性ら「秋田の未来を支える人への投資」を前面に打ち出しました。県内企業と連携して大学卒業生等の奨学金返還を助成する制度の強化、県内企業の中核となる人材の確保や育成に向けた企業の環境整備、起業を目指す若者の支援などで、若者の県内定着を促すこれらの事業を当初予算案の柱に据えています。

特に、奨学金の返還助成制度を強化する背景について、知事は「奨学金を借りている学生は平均で三百万円を超える借金を背負って卒業する。これが非常に問題で、企業と連携して支援を拡充したい。」と、機会あるごとに思いを語っていました。ただ、奨学金の返還を三年間で最大六十万円助成する県の現行の制度は継続する方針であり、今回の制度拡充で来年以降はどれほどの利用者が見込まれるのか。特に企業の規模に応じて県の負担割合は変動することから、該当する企業がどれほどあるのか。大企業は総じて賃金レベルが高いものの県内で該当する対象は少なく、中小企業は大卒者等の採用が困難な現状からすると、助成金制度の強化でどれほどの効果が見込めるのでしょうか。大学卒業生の意向を調査し、県内の企業にも説明して同意を得たことだと思いますが、現行の制度が創設されたことによる効果はどうでしたか。その分析も必要でしょう。私の意見が杞憂となればいいのですが、企業側の受入体制はどうなのか説明していただきたいと思えます。

一方、高校卒業生でも大学卒業生でも、最近では就職して三年以内に離職する人が約三割になっていること。 「仕事内容が自分に合わない。」、「職場の人間関係が良くない。」、「労働条件が整っていない。」

い。」などが主な理由とされていますが、若い皆さんを雇用する企業側への若者定着推進対策、企業内での人材育成対策、働きやすい環境づくりや企業側の情報発信を支援することも必要でしょう。ビジネスの高度化や新たな付加価値の創出を担う中核的人材の育成による県内企業の発展・成長を促すとすれば、人材確保や定着環境整備支援、中核人材育成支援の予算には物足りなさを感じますが、知事の考えを伺いたいと思います。

ところで、秋田県内で働く外国人労働者数は昨年十月末現在で三千六百一十一人、前年同期比六百六十三人増えています。在留資格別では技能実習が一千五百一人で最も多く、専門的・技術分野の在留資格が七百四十六人などとなっております。技能実習で三百六十九人、専門的分野などで百八十五人が前年より増えています。秋田労働局では「県内の労働力不足が深刻化し、外国人労働者の受入れが広がっている。」と見えています。

それでも外国人労働者の数で秋田県は全国で最も少ない県です。製造業はもとより、建設業や医療・福祉の現場では人手不足が大きな課題となっている中で、高齢者が増えて労働人口の減少が深刻になっているにもかかわらず、秋田県での対策は脆弱なものです。県は昨年四月、「未来を支える人材投資・確保対策本部」を設置しましたが、外国人労働者への取組についてはあまり触れられていません。具体的に企業からの悩みなどの相談に対応する窓口も設置してはいますが、昨年の決算額を見ると、わずか五万円程度でした。

労働力として期待される外国人材への企業の関心を高め、受入体制を強化する必要があるとすれば、受入事業者への支援や秋田県で働く外国人へのサポートなどについて、さらに踏み込んだ対策が必要でしょう。外国人材受入サポートセンターを設置するとすれば、どのような業務を行う計画であるのか、説明いただきたいと思います。

次に、医療圏の再編に伴う地域医療の充実についてであります。県は医療法に基づく医療計画として、今年四月から令和十一年度まで

の六年間を計画期間とする「第八次医療保健福祉計画」をまとめました。中でも、県民のニーズに応えた医療提供体制の体系化や医療・保健・福祉の連携を図るための地域単位として設定している二次医療圏については、今までの八から三に設定を変えることにしています。その理由は今後の人口減少を見通し、長期的な視野に立った医療提供体制を整備すること。疾病や事業ごとの課題を考えるに当たり、役割分担や連携の選択肢が広がるほか、県北・県央・県南のバランスの取れた医療提供体制が可能であることを掲げています。

その結果、各医療圏で一般の入院に係る医療が完結する。各医療圏で緊急PCIやハイリスク分娩など専門的な医療に対応できる体制を確保するなどが期待される効果とされています。

具体的には、県民の五大疾病である、がんや脳卒中、心血管疾患については従来の八圏域で、糖尿病と精神疾患については新しく設定される三圏域で対応。へき地医療や在宅医療は従来の八圏域、救急医療や新興感染症の発生・まん延時の医療、周産期医療、小児医療は三圏域、災害医療は県全体で対応するとしました。

そこで伺います。通信ネットワークや道路網が整備されてきた現在においては、限りある医療資源を有効に活用するこうした見直しに理解をしますが、二次医療圏ごとの医師の配置や医療機器の配置、例えばCTやMRI、PET、放射線治療機器、マンモグラフィなどは各圏域に整備され、合わせて画像情報等は共同利用できるのでしょうか。さらに、過疎地域での遠隔診療や、かかりつけの医療機関と紹介受診重点医療機関との連携はスムーズに行われるのか。高度な医療を提供できる医療機関の役割分担などについて情報を開示し、安心して受診できるようにしていただきたいと思います。医療保健福祉計画の実施に当たって、知事の所信を伺います。

また、医療や介護に関わる人材の確保と資質の向上は極めて重要です。厚生労働省が定める医師偏在指標に基づき、三次医療圏間及び二次医

療圏間の偏在是正に向けた医師確保対策を進めるとしているものの、今までを振り返っても偏在の是正は達成することができず、むしろ拡大する傾向にあります。県央医療圏は医師多数区域であります。ただし、これも秋田市に集中しており、男鹿市や潟上市、南秋田郡全域、由利本荘市、にかほ市も医師少数スポットに設定されています。県北や県南も医師少数区域です。

医師確保の方針や目標を定めても、それを達成するための施策にはどんなことが考えられるのか。医師や看護師、医療技術者などの人材の確保について、知事の考えを伺います。

次に、県立循環器・脳脊髄センターの機能について質問します。循環器・脳脊髄センターは平成三十一年三月から、県立脳血管研究センターと旧成人病医療センターの機能を統合し脳心血管診療棟の運用を開始。既存病棟の大規模改修を行うなどして、脳と循環器の包括的な医療を提供するとともに、県内大学との共同研究を進めるなど、県内の医療水準の向上に貢献してきました。これからも当然のこととして脳・循環器疾患の三次救急医療や専門的医療を安定的かつ継続的に提供していく使命を持っています。そうしたことから、さきの十二月議会において、令和六年度から十年度までの「地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期目標」を定める議案を全会一致で可決しています。

ただ、循環器・脳脊髄センターは経営状況が悪化し、新年度は県からの交付金が独立法人化した平成二十一年以降で最大となる約五十八億円になる見込みが明らかになりました。今年度に比べて約十九億円の増加です。その最大の要因は、平成三十一年度当初は三十人いた医師を十四人増やして四十四人にする目標で、不整脈のカテーテル治療や心臓血管外科の開心術を見込んでいました。しかし、実際には医師が退職して現在は二十二名になっており、コロナウイルスの影響もあり、病床利用率は目標の八三・五％を大きく下回る約五五％です。加えて循環器部門の拡充のために増築した費用の償還が始まり、令和四年度の赤字は交付金

を除き、約三十四億円にまで拡大しています。この現状を見ると、当時経営難であった成人病医療センターを県が引き受け、建物や設備・医療機器を新しくし、医師や医療スタッフを受け継いだのに、それからたった三年の間に主要な医師が退職するという、何だか「だまされてしまった」ように感じるのは、私の偏見でしょうか。そこで、今後はどのようなして経営改善を図るのか、知事の所見を伺います。

ところで、実際に勤務されている医師の状況を調べると、循環器部門の内科医や心臓血管外科医は異動により、脳神経外科医は開業のため退職し、専門医取得のための研修中の医師は期間終了によって退職されるなど、八名の医師が少なくなっているようです。東北大学からの派遣医師によりカテーテルアブレーションなどの手術は行われてきたようですが、今年度末でこうした派遣も終わり、さらに他の医師も退職されるとの情報もあります。これでは循環器と脳脊髄の研究を二本柱にしている循環器・脳脊髄センターの機能が著しく低下することになり、「片肺飛行」そのものになっていくのです。カテーテル治療や開心術が市内の別の病院に集約化されたのは、県循環器・脳脊髄センターの医療体制が脆弱になってしまったことによるもので、なぜにそうした状況になってきたのか。病院としての設備や機能も改築を機会に改善し、最新の医療機器を備えているにもかかわらず、知事には医師の退職の要因や異動でも後任を確保できなかった背景などを調査するとともに、早急に改善されるよう求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、高等学校への学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールの導入について教育長に質問します。

先週には、県内の今年の高校入試選抜の志願状況が公表されました。それによると全日制四十四校の総志願倍率は〇・八七倍となり、前年度とほぼ同じでした。学校別志願状況では秋田市内の学校が総じて高くなっていますが、定員割れの学科があるのは三十二校でした。少子化時代に突入しており、これからもこうした状況は続くことでしょう。当然、

学校の規模も縮小せざるを得ず、他方では進学に向けた学業だけではない教育の内容、地域の意向を反映した教育が求められてくるものと思われま

す。少子化が進む中で広い県土の中にある高等学校はどうあるべきなのか。あくまでも教員配置の視点から見た理想とする学級編成の生徒数を確保するために統合を進めるのか。小規模でも地域の意向を反映した高等学校にしていくのか。昨年一年間に秋田県内で生まれた子どもの数からして、十五年後には志願者数は四千三百人程度からそれ以下になる可能性がありま

す。教育長は今後の高等学校整備計画を検討する中で、この状況をどう捉え、どのように配置していくべきと考えているのか伺います。次に、地域住民が学校運営に参加する学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールの導入について伺います。コミュニティスクールは文部科学省が平成十六年度に学校運営に地域の声を反映させ、学校、地域の双方が協力して子供を育むことなどを目的にして導入が始まりました。住民や保護者らの代表でつくる「学校運営協議会」を設置した学校を各教育委員会が指定するもので、平成二十九年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、努力義務となりました。県内の小・中学校や義務教育学校、高等学校、特別支援学校等における導入状況実績は、二十四市町村、六一・八%。全国平均の倍となっているものの、高等学校においては矢島、大曲工業、六郷、そして昨年加わった西仙北の四校のみとなっています。

人口減少に伴い学校の統廃合が進み、学校と地域のつながりの希薄化が懸念されている中で、コミュニティスクールの果たす役割はますます大きくなっていくものと思われま

す。ただ、導入が進まない要因として、教育現場には多忙化への懸念があるようです。しかし、導入済みの学校からは、住民の協力を得ることで教員の負担軽減につながっているとの指摘もあります。地域住民は学校の貴重な応援団であり、学校は地域に元気をもたらす中核です。県教育委員会は県立高校に関しては学校の考

えを優先しており、申出があつた場合に検討し、設置を許可していくという方針であり、校長などは人事異動により短期間で代わる人も多いことから、実際の申出は少ないと思

います。身近にある中核的な高等学校の例を挙げれば、進学校であっても定員割れが続

き、部活動への参加も少なくなっている。地域が必要とする人材のためのキャリア教育が進まない。知識や学力を重視するあまり人間を育てる校風が失われつつあるなどの声

が聞かれます。学校改革などの環境整備は計画的に進んでいますので、

今後は教育委員会がコミュニティスクールの導入を積極的に推進し、魅力ある高等学校になるようにしていただきたいと思

いますので、教育長の所信を伺います。次に、犯罪の防止と安全な地域づくりについて、警察本部長に質問いたします。

秋田県における刑法犯認知数は平成二十八年以降二千件台の低水準にあり、令和四年は一千八百七十一件で、全国で二番目に少ない状況でした。同年の交通事故発生状況は一千百五十七件でほぼ横ばい

です。様々な犯罪や事故防止運動の成果が表れているものと思

います。しかし、秋田県警が昨年一年間に認知した特殊詐欺の件数は八十八件。被害総額は五億三百九十九万円で過去最多となりました。その前年は一億三百三十一万円で

したから、約五倍。そのときはゼロだった金融商品詐欺の被害が深刻で、被害額全体の約八割を占めています。認知件数のうち金融商品は十一件で、被害額は三億九千九十九万

円でした。十月には秋田市の五十代と六十代の女性が嘘の投資話に乗り、約一億二千万円と約一億三千六百万円をだまし取られたのには驚愕

しました。手口として最も多かったのは架空料

金請求で五十件。このほか預貯金九件、融資保証金六件、還付金四件などと続

いています。被害者の年代別では六十五歳以上の高齢者の割合が四〇・九%に

まで下がり、若い世代に被害が広まっています。これを過去の例と比較すると年々手口が

変わり、あまり知られていない金融商品詐欺が台頭して

きたことが分

ます。

インターネットやスマートフォンなどの電子機器が普及してきたことにより、交流サイト（SNS）の広告を使った手口が広がったことや、手口は絶えず変化し多様化かつ巧妙化しています。有名人を語った誘いもあります。

そうしたことから県警察本部は今年の重点目標に特殊詐欺防止を掲げていますが、昨年も「あらゆる知恵と力を結集して対応するよう」新年に当たって訓示しているものの、被害は拡大しています。注意喚起の啓発が形骸化してはいないか点検し、より効果的な手立てを練る必要があると考えますが、いかがでしょうか。県警は令和元年からサイバー事案に対処するサイバー犯罪対策課を設置し、また今年四月からは県警内に特殊詐欺の担当部署を設け、県域を越えた体制で犯行を繰り返すグループの摘発に臨むとのこと。犯罪の防止に向けた警察本部長の所信を伺います。

地域の安全と安心につながる警察活動は極めて重要です。今まで警察署の統合や基幹交番への再編を進め、また最近は一部の駐在所を隣接地の駐在所に統合してもいます。警察署における働き方改革の影響なのかどうかは分かりませんが、地域では以前より見かける警察官の数が減ってきているように感じます。デジタル時代の警察活動はどのようにあるべきか。警察への県民の期待は高いだけに、機動力を発揮できる体制をどう構築していくのか、県警本部長に伺います。

質問の最後の項目は、知事の政治姿勢と政治資金についてであります。新年度は現在四期目の佐竹知事にとって、事実上のラストイヤーです。四選に臨むに当たって知事は「四期目が最後だ。」と公言し、今もそうした発言を繰り返していますから、その意思がこれからも変わることはないでしょう。知事就任前は県都・秋田市の市長を務め、それを含めると二十四年にわたって秋田のかじ取りをしてきた御労苦に、敬意と感謝を申し上げます。

この間、洋上風力発電事業の本格化や工業団地の整備、新しいブランド米・サキホコレの開発と園芸メガ団地の育成など、その実績は枚挙にいとまがありません。しかし一方では、知事就任時の県人口は百万人でしたが、今は九十万人。人口減少対策が県の施策の一丁目一番地だとしながらも、人口減少を食い止めることはできませんでした。減少数は毎年拡大傾向が続いています。県民所得も伸び悩み、地域には空き家や耕作放棄地が多くあります。目指してきた「高質な田舎」の実現は遠のいています。

そうした中で知事は、今年の前算は「次の方への橋渡しだ。」と述べています。そんな話からすると、知事自身が後継候補の擁立、後継者の指名を行う雰囲気がありますが、知事の胸中には後継者へのもくろみがあるのでしょうか。今日の地元紙には同僚の県議会議員が立候補に向けて検討している旨の報道がありました。今年の年末にかけて県民の最も関心が高いのは、誰が次の知事を目指すのかであります。任期最終年に向かう佐竹知事の姿勢について伺います。

次に、佐竹知事の政治資金についてであります。国会では自民党の派閥が行った政治資金パーティーの収入の一部が裏金として使われていたことが明らかになり、その経緯や用途を巡って大きな問題となっています。知事の資金管理団体「地域経済研究会」も今まで、毎年のように政治資金パーティーを開催しています。公表されている政治資金収支報告書によると、令和四年の収入総額は七千七十三万円、その内訳を見ると単年収入は四千六百八十万円。その前年の令和三年は収入総額が一億一千四百七十万円、単年収入が六千九百四十五万円。報告書が公開されている全国三十八人の知事では「トップ三」に入っております。

令和四年の場合、秋田市内のホテルで十月に開催し、販売した一人一万円のパーティー券は三千五百八枚。さらに資金管理団体は寄附金一千二百二十万円を集めています。その中には県と請負契約を結んでいる企

業経営者も多数おられますし、団体でパーティー券をまとめて買っているケースもありました。

支出では資金管理団体の人件費や事務所費などで約一千百十九万円。

佐竹のりひさ後援会への寄附金が一千三百八十八万円ありますが、政治資金パーティーに実際かかった費用は二百三万円で、利益の比率は何と九四％。翌年度への繰越金は四千八百八十八万円もありました。

佐竹のりひさ後援会は資金管理団体からの寄附金が唯一の収入で、事務所にいる私設秘書の人件費や事務所費などに充当されていきました。

同様に調べたところ、知事選挙が行われた令和三年では十二月に行われたパーティー券の販売収入は八百二十七万円。個人からの寄附は総額二千六百七十八万円でした。ただ、前年の令和二年には政治資金パーティーを企画し、二千八百三十二万円の収入がありました。新型コロナウイルス感染症の拡大によって中止しています。当時、私は予算特別委員会の総括審査で「パーティーを行わないのであれば、返金すべきだ。」と知事にいただきました。しかし、返金されることはなくそのまま収入として報告され、翌年度に合わせて開催されたことになっています。結果、令和二年と三年のパーティー収入は合わせて三千六百五十九万円となります。令和三年の政治資金パーティーの経費は二百五十三万円で、利益率はこれも九三％でした。

ホテルの会場の定員はホワイエまで使って、立食で多く見ても一千五百人程度と見込まれますから、会場に入場可能な定員の二倍以上の枚数のパーティー券を売っていることになりました。政治資金パーティーは対価を徴収して行われる催物と規定されており、パーティーへの参加を前提としない券の販売は寄附に当たります。ですから、収支報告書にパーティー収入としてのみ記載することは、政治資金規正法に違反する疑いがあります。また同法では企業等団体からの資金管理団体への寄附を禁じています。知事の資金管理団体には多くの企業経営者が寄附をしており、名前は個人名で記載されているものの、一目瞭然です。

他の政治家の方も同じホテルで政治資金パーティーを開催していますが、これだけパーティー券を売っている方はおらず、佐竹知事が実際に多額のお金を集めていたことに驚きました。

知事という職務は相当の政治資金がなければ務まらないのでしょうか。知事の政治活動における政治資金の考え方、実際に参加できる人数の倍以上もパーティー券を販売していた理由、対価が一割未満という政治資金パーティーの内容と在り方、さらには多額の寄附をした団体や経営者などからの圧力で県政に歪みが生じることはなかったのか、知事の所見を伺い、質問を終わります。

●議長（北林丈正議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 佐藤正一郎議員の代表質問にお答え申し上げます。まず、災害に強い県土づくりのうち、能登半島地震から学ぶ教訓であります。

能登半島地震では、半島特有の地理的条件により道路が寸断され、集落の孤立化と、救出活動や支援助物資の輸送の支障につながったほか、断水による衛生環境の悪化、停電に伴う住民生活や避難所運営への影響、寒冷地での避難生活による災害関連死などが発生しております。

また、老朽化した住宅が多数倒壊したことから、被害が拡大し、避難生活の長期化や二次避難者の増加につながったことに加え、災害ごみが大量に発生したことや、ボランティアの受入れを制限せざるを得なかったことも相まって、生活再建を困難にしているものと認識しております。このような状況は、能登半島と地理的・気象的条件が似ている男鹿半島を有する本県においても起こり得るものと受け止めており、こうした教訓を踏まえ、学識経験者や関係機関、行政等で構成する検討委員会を立ち上げ、同様の地震が発生した場合の対策について、検討を進めてまいります。

次に、地域ごとに異なる災害対策であります。

この検討委員会におきましては、男鹿半島における大規模地震時の孤立集落対策や備蓄の在り方のほか、海路及び空路による救助活動や物資輸送の可能性、自衛隊等の集結・活動拠点の適地などについても検討し、その結果を県及び男鹿市の地域防災計画に反映させてまいりたいと考えております。

また、内陸部につきましても、最近、地震の頻度が高くなっている鹿角・大館地域を対象として、孤立集落対策をはじめ、ライフラインの復旧対策、冬季における救助活動や避難所運営等を検討することにしており、得られた検討結果を、県・市の地域防災計画に反映させるとともに、他の市町村にも波及させていきたいと考えております。

各市町村の救助・救援活動の体制や避難所の設備、備蓄品などにつきましても、直接訪問し、確認・点検しているところでありますが、今後、市町村・消防本部防災担当課長会議や防災訓練などの場を通じて、消防や警察、自衛隊との連携をさらに深めることにより、地域の実情に応じた防災体制の強化を図ってまいります。

なお、今回能登半島地域に提供した備蓄物資につきましても、速やかに補充してまいります。

次に、陸の孤島解消であります。

消防団の資機材については、市町村が国の補助金を活用し、整備を進めており、補助金の対象には、通信距離が五キロメートル程度のデジタル簡易無線機も含まれていることから、未整備の市町村に対し、整備を促してまいります。

また、国では、地震・風水害等の災害時に、被災した地方公共団体や災害復旧関係者に衛星携帯電話等は無償貸与しており、災害時には、この事業を活用し通信手段の確保を図ってまいります。

県の管理する道路については、県民の生活や経済活動、地域間の交流を支える上で重要なインフラであることから、「新秋田元気創造プラン」においても、災害に対応した道路整備を位置づけ、緊急輸送道路

の整備や落石対策等を進めております。

山間部等においては、積雪や雪崩などの厳しい気象条件により、安全な通行が確保できないことから、四十八路線、五十五区間が冬期閉鎖となっておりませんが、当該区間の通年通行を実現する場合には、大規模な道路改良が必要となるため、事業化の見通しを立てにくいのが現状であります。

このような状況において、横手東成瀬線については、地域の要望に応じた局部的な道路改良や雪崩等の斜面対策、交通安全対策を実施し、道路利用者の安全確保に努めているところであります。

県としましては、国の五か年加速化対策が令和七年度で終了するものの、多くの未対策箇所があることから、安定的かつ継続的な予算確保を国に要望しながら、引き続き、県土の強靱化に向け、災害に強い道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。

次に、県政の重要課題と予算編成のうち、県土の強靱化とバランスのとれた公共事業であります。

県では、高速道路のミッシングリンク解消や、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命や財産を守る河川整備、生産性の高い農業の基盤となるほ場整備を計画的に進めるなど、社会経済活動や県土の強靱化を支える社会資本の整備に積極的に取り組んでいるところであります。

また、公共事業の担い手でもある建設企業は、こうした社会資本の整備や維持管理等を支え、災害時においては最前線で県民の安全・安心の確保を担う地域の守り手であるとともに、県内雇用の約一割を占めるなど、地域経済や雇用を支える基幹産業でもあります。

県としましては、大規模災害からの復旧を急ぐ秋田市を中心とした地域においては、河川改修工事の地域要件を全県域に拡大するほか、こうした地域や洋上風力発電の導入に必要な港湾整備を図る地域については、一定程度の集中的な投資は必要と考えておりますが、今後も、補助事業や国直轄事業に、きめ細かな対応が可能な県単独事業を組み合わせ、県



土の均衡ある発展と地域経済のバランスに配慮した公共事業の実施に努めてまいります。

次に、企業誘致と中小企業の振興であります。

誘致済企業はもとより、地元中小企業についても、本県産業の活性化と雇用の拡大を図るため、工場等の新増設による設備投資に対して助成する制度を設けて支援しているところであります。

また、新規性を有し、革新性の高い取組に要する中小企業の設備投資については、産業政策的な観点から、公募による支援を行っており、競争力強化や新たな市場の開拓を誘発することで、県内経済の活性化に取り組んできております。

一方で、昨今の物価やエネルギー価格高騰の影響を受けた経済対策として、省エネルギー化に向けた設備の更新を緊急的に支援しているものの、老朽化した既存設備の更新については、一般的に企業が自己資金や金融機関からの借入れにより対応しておりますが、設備更新時に資金繰りに不安がある場合にあつては、長期にわたって低利な制度融資による金融支援を行っております。

県としましては、中小企業振興条例の趣旨を踏まえ、引き続き、経営の改善及び向上に取り組み意欲的な県内中小企業を後押しし、本県産業の持続的発展と魅力ある雇用の場の創出を図ってまいります。

次に、水田農業の生産拡大と複合経営であります。

かねてから食料安全保障の重要性について申し上げてきたところであり、本県が食料供給の責務を果たしていくためには、生産基盤である水田をフル活用し、輸入依存度の高い大豆や収益性の高い野菜などの生産拡大を図り、農家が所得を安定的に確保していくことが重要であると考えております。

そのためには、ほ場整備による水田の大区画化・汎用化を図り、水稲と大豆等による田畑輪換や、畑地化による野菜等の本作化を推進していくことが必要であることから、排水や復田対策のマニュアルによる技術

指導を行うとともに、必要な機械や施設の導入を支援してまいります。

また、中山間などの条件不利地域においては、ほ場条件に応じた作物の作付けを促すとともに、耕作放棄地が発生しないよう、地域計画の策定を通じて、担い手や農地利用の明確化を図ることにしております。

こうした施策に加え、スマート技術の導入や、農産物のブランド化・高付加価値化を推進することにより、収益性の高い複合型生産構造への転換を加速させ、食料供給基地としての役割をしっかりと果たしてまいります。

次に、市町村との事業連携のうち、秋田市のまちづくり事業とスタジアムの整備であります。

秋田市は、地域未来投資促進法に基づく基本計画を立案し、農地について土地利用調整を行った上で、外旭川地区まちづくり事業を進めることを想定しておりますが、地域未来投資促進法では、原則として農用地区域以外の土地を活用することとされており、やむを得ず農地を含む場合でも、必要最小限の面積とすることや、周辺の農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにするなどの厳格な要件が設けられております。

県としましては、市と共同で国に申請する立場にあることから、計画されている民間施設相互の関連性を含め、外旭川地区の広大な優良農地で一体的に整備する必要性のほか、周辺農地の営農に支障をきたさないための具体的な対応策などについて、慎重に確認していく必要があるものと判断しております。

また、国が定めた基本方針には、「土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を定めるものとする」と規定されており、基本計画を国に申請する段階において、事業の実現性や具体性について、十分に確認する必要があるものと考えております。

現在、市から基本計画の案が示され、その内容について確認中でありませんが、外旭川地区の農地を活用する必要性など、法の規定にかかる課題のほか、経済的効果に関する定量的な裏づけやハード整備にかかる技術的な課題、造成費等が反映された地代やテナント料などの費用負担を踏まえた上での民間事業者の進出意向など、事業の実現性を見通すためには、多くの疑問や課題があると認識しており、市との協議は引き続き行ってまいります。

次に、市町村との協働の取組の推進であります。

人口減少社会において、必要な行政サービスを維持し、県勢を持続的に発展させるためには、市町村との協働・連携が欠かせないものと考え、これまで県・市町村協働政策会議における提案等を踏まえ、取組の推進に努めてきたところであります。

その結果、あきた芸術劇場の共同整備や下水道事業の広域・共同化、横手市との機能合体等により、効率的な行財政運営の推進と住民サービスの向上を図ったほか、移住情報の発信や保育料助成、企業誘致、インバウンド観光の促進など、様々な分野において連携事業が進められております。

また、新型コロナウイルスや物価高騰対策等の個別課題の対応に当たり、オンラインを活用して市町村長と意見交換を行ったほか、副知事が直接市町村を訪問するなど、社会減の抑制や県内経済の回復等に向けて、迅速かつ緊密に連携を図っております。

新年度においても、女性や若者の県内定着・帰郷をはじめ、子育て支援等において、市町村と一体となって取り組むこととしており、引き続き、既成概念にとらわれることなく、幅広い分野で市町村との協働・連携を推進してまいります。

次に、若者の県内回帰と人材確保のうち、県内就職を支援する対策の奨学金返還助成制度であります。

現行制度では、学歴や雇用形態等を問わず、県内就業者を対象に、毎

年五百人以上を認定しており、意識調査によると、そのうち約九割が県内就職・定着の誘因になったと回答するなど、一定の効果を上げております。

新たな制度については、企業からの「大卒者等の充足率を高めた」と、「自社で経費を負担してでも採用力を強化したい。」といったニーズも踏まえ創設するものであり、制度の公表後も、関係団体等から前向きな意見が寄せられているほか、意向調査に回答した企業の三割以上が参加の方針を示すなど、官民を挙げた人材確保に向け、機運が醸成されてきていると実感しております。

今後、関係者との対話を丁寧に進め、より多くの企業の参加を促すことで、大卒者等にとっての選択肢を広げ、若者の県内定着・回帰につなげてまいります。

次に、人材確保に向けた企業への支援であります。企業の中核人材の確保・定着については、研究開発部門の創設など、高度なビジネス展開のための環境整備にかかる取組を支援し、大学生等にとって魅力ある企業への変革を促したいと考えております。

企業の中核人材の育成については、高度な専門知識を学んだ大卒者等を企業改革の中核を担う人材として育成する取組を支援し、企業の更なる成長と魅力ある企業の創出を図りたいと考えております。

この二つの事業は、県内企業におけるビジネスの高度化と人材投資の好循環を目指すものであり、今議会に主要施策として提案しているものであります。

また、県内企業と対話して制度設計したものでありますが、今後の社会情勢等の変化に呼応して、大学生側・企業側のニーズも変化することも予想されることから、事業を実施しながらも絶えず取組内容を見直ししていく必要があるものと認識しております。

県としましては、新たな事業と同時に、早期離職防止対策や働きやすい職場環境整備など、継続して実施する取組と組み合わせながら県内企

業と一体となって人材の確保を推進するとともに、企業誘致のほか、新たに事業を興す方への支援等にも注力し、県内企業の更なる発展・成長を目指してまいります。

次に、外国人労働者の受入れであります。

企業人材として外国人労働者への期待が高まっており、対策本部においても、その労働参加の促進を対策の柱に位置づけておりますが、本県の労働者数は、県内企業の関心が低いことなどを要因として、全国で低位にとどまっております。

こうした現状を踏まえ、より実践的に企業へのサポートを行うため、新たに外国人材受入サポートセンターを設置し、企業からの相談にワンストップで対応するための専門相談員を配置するとともに、制度など多種多様な相談への対応や、企業ニーズに応じた伴走支援を行うほか、セミナーや出前講座を通して、企業の意識改革を図ることとしております。

また、外国人労働者の受入れや定着に向けては、日常生活のサポートや地域のコミュニケーションづくりなど市町村が果たす役割も重要になってくることから、こうしたきめ細かな受入基盤の整備にも、市町村や関係団体と一体になって取り組んでまいります。

人手不足が続く中で、外国人労働者の確保に向けた地域間競争が、一層激しくなることが見込まれることから、県としましては、今後企業や業界団体との対話を重ねつつ、更なる支援策を探りながら、サポート体制の強化に努めてまいります。

次に、医療圏の再編に伴う地域医療の充実のうち、二次医療圏ごとの医療の充実と連携体制の強化であります。

第八次医療保健福祉計画では、人口減少や高齢化の進行を見据え、各医療圏において、がんや脳卒中、心血管疾患など、各疾病に対する医療機能を着実に整備することにより、県民がどこに住んでいても、急性期から在宅医療に至るまで切れ目のない医療サービスを、安心して受けられる体制を構築することとしております。

そのため、地域医療構想調整会議等における協議を通じて、地域における医療機関相互の役割分担を明確にし、患者の状態に応じて医療機関への円滑な受診を促すなど、更なる連携を進めるとともに、国の補助制度を活用しながら、疾患を迅速・的確に判断し治療するための医療機器を計画的に整備してまいります。

また、本県は、広大な県土において、医師不足や診療科の地域偏在などの課題を抱えており、急性期における診断を適切に行うため、CTやMRIの画像を専門医のいる病院と共有し、コンサルテーションを受けられるための遠隔画像連携システムの導入を支援しているほか、地域包括ケアシステムの推進のため、在宅医療やへき地医療において、オンライン診療の普及を促進するなど、ICTを活用した地域医療の充実にも取り組んでおります。

さらに、県民が医療機関を適切に選択できるように、医療情報ネットにより対応可能な疾患や治療内容等を検索できるようにするとともに、がん医療などの専門的な医療については、対応する医療機関を県のウェブサイトで紹介するなど、きめ細かな情報発信にも努め、県民が安心して受診できる環境の整備に取り組んでまいります。

次に、医療介護人材の確保であります。

これまで県では、医師の確保については、県内医療機関での勤務を条件に修学資金を貸与し、一定期間、秋田市以外で勤務しながらキャリアを積んでもらう仕組みを継続するなど、全体の数の増加と地域偏在の是正を図ってきております。

また、高齢化に伴い、複数の疾患を抱えた患者が増えている本県では、総合的な診療能力を有する医師への期待が高まっていることから、秋田大学と連携し、総合診療医を目指す医学生や臨床研修医を増やすための取組を、デジタル技術も活用しながら重点的に進めていくことにしております。

さらに、看護師や医療技術者についても、仕事の魅力を中高生に体感

してもらおう取組などを通じ、将来の職業として志す若者の裾野を広げるとともに、県内就業を促進するなど、全ての医療人材の育成・確保に努めているとあります。

こうした人材確保対策に加え、医師からのタスクシフトを担える特定行為研修了看護師の養成や、多職種連携によるチーム医療などを推進し、医療人材が効果的かつ効率的に活躍できる環境をつくることにより、地域医療の充実を図ってまいります。

次に、県立循環器・脳脊髄センターの機能のうち、経営改善であります。

循脳センターは、脳と循環器の包括的な医療を提供するため、解散した成人病医療センターの医療資源を活用し、施設と機器の整備を行い、脳と循環器疾患の治療チームそれぞれが、高度で専門的な医療を提供するとともに、両チーム共同による医療を実践してまいりました。

また、第三期中期計画期間中は、県内における循環器分野の医療提供体制の充実や、脳卒中の治療技術の向上など医療環境が大きく変化したことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により、想定した取扱患者数に至らなかったとあります。

循脳センターの役割は、本県の脳と心臓の救命救急センターと三次医療機能を担い、脳卒中や急性心筋梗塞などの急性期治療、脳と循環器の包括的な医療を提供することであり、さらに脊髄・脊椎手術の実施、回復期及び生活期の医療の充実、患者の生活の質の維持、予防の強化により、本県の政策目標である健康寿命日本一の実現を目指すものであります。

このため、新年度より、新薬によるアルツハイマー病の治療、脳卒中患者等の在宅復帰に向けた良質なりハビリテーション医療の充実などに取り組むほか、設立団体である県と病院機構が連携して、財務管理や収支改善策などを検討する経営管理会議を設置し、協議を重ねてまいります。

また、地域医療構想における役割の明確化と県内医療機関との連携強化や、保有する高度医療機器等の最大限の有効活用に向けて中長期的な視点でビジョンを作成し、経営改善に取り組みながら、県民医療の向上を目指してまいります。

次に、循環器部門の医療体制であります。

専門病院である循脳センターは、平成三十年から開始された新専門医制度により、大学病院など限られた病院のみが研修指定病院となったことから、若手医師の確保が困難となっております。

また、令和二年度から不整脈のカテーテル治療、開心術について、秋田市内の他の病院への集約により役割分担が進んだことや、高齢化が進むことにより、多くの疾患を併せ持ち急性期の手術治療の適応外となる高齢者が増えていることなど、本県の医療情勢が大きく変化してきております。

このため、県としましては、地域医療構想における役割の明確化と医療機関相互の役割分担・連携強化に向けた話合いの場を設けるとともに、地域の医療機関との多様な連携手法の在り方を検討してまいります。

医師などの医療人材の適正な確保に関しては、これまでの病院機構独自の取組に加え、県も一体となって大学との連携を進めるなど、引き続き循脳センターには、脳・脊髄・循環器疾患に対する医療について、本県の中心的な役割を担い、その機能を十分に発揮するよう求めてまいります。

次に、私の政治姿勢であります。

来年度は締めくくりの一年となりますが、大きな時代の変革期にあつて、本県産業の更なる高度化・近代化のために不可欠な人材の県内定着に結びつけるため、大学卒業業者等の経済的負担を軽減するための新たな奨学金返還助成制度の創設や、若者の意欲的な挑戦や起業、スタートアップを次々に生み出す環境づくりの促進、子どもの医療費助成の拡大による子育て支援の更なる充実など、未来の秋田を支える人への投資に

取り組みほか、現状復旧にとどまらない抜本的な流域治水対策を進めるなど、気候変動等に対応した防災力の強化に重点的に取り組んでまいります。

残りの任期において、限りある財源を有効に活用しながら、「新秋田元気創造プラン」に掲げる六つの重点戦略による施策を着実に推進し、人口減少問題の克服などの主要課題の解決に道筋をつけた上で、次の方にしつかりと引き継いでいく所存であります。

なお、後継者については、あくまでも県民が主人公となって選択するものであり、個別の後継者を指名することは考えておりません。

次に、政治資金であります。

市長時代から、これまでの慣例を基に政治資金パーティーを開催してきましたが、現在、政治資金パーティーについて、様々な問題が発生しており、私自身も改めて考えてみますと、その在り方について見直すべき時期に来ているのではないかと感じております。

なお、延期した政治資金パーティーについては、返金もしているなど、政治資金規正法に基づき、適宜、選挙管理委員会の指示を受け、適正に処理しております。

当然ながら、寄附のあった政治団体や経営者などからの献金により、県政運営等に影響を与えるようなことはしておりません。

私からは以上でございます。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 佐藤正一郎議員から御質問のありました、高等学校への学校運営協議会制度の導入についてお答えいたします。

はじめに、少子化時代に求められる高等学校の役割についてであります。現行の「第七次秋田県高等学校総合整備計画」においては、活気に満ちた魅力ある学校づくりを目指し、各地区における進学の中心校や、農業・工業の中心的な専門高校は、ある程度の学級数を維持しつつ、教

育の機会を保障する観点から小規模校も存続させ、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを進めてまいりました。

令和八年度から始まる第八次計画においても、統合等再編整備について、教育活動の充実を図るため、ある程度の学校規模を維持しながら再編整備を進めていく必要がある一方で、広大な県土にあって、地域に配慮した学校・学科の配置も重要であると考えており、次期計画策定に向け、地域の実情等を踏まえながら、学校の配置バランスについて検討を進めてまいります。

次に、学校運営協議会制度の導入についてですが、本制度は、子どもたちや学校を取り巻く課題が複雑化・多様化している中、学校と地域住民が連携・協働することで、魅力ある学校づくりにつながる重要な仕組みであると認識しております。

導入が進んでいる小・中学校に比べ、広域から生徒が通う高等学校は、地域の捉え方が難しいことから、現在、四校の導入にとどまっているものの、各校では、伝統文化の継承や安全防災への対応、キャリア教育の推進など、地域との連携強化を図りながら、目指す教育の実現や課題の解決に取り組んでいるところであります。

高等学校は、エリアが広域的であるからこそ、地域のみならず、様々な関係機関や企業との連携が期待されることから、校長会等で実施校の取組や成果について共有するとともに、導入に向けて協議する場を設けるなど、理解の促進に努めております。

県教育委員会としましては、引き続き各校の実情や多様な主体との連携の在り方等を勘案しつつ、学校運営協議会制度の導入を積極的に推進し、本県高等学校のより一層の特色化・魅力化を図ってまいります。

私からは以上であります。

【警察本部長（森田正敏君）登壇】

●警察本部長（森田正敏君） 私からは、二点についてお答えいたします。まず、犯罪の防止と安全な地域づくりのうち、特殊詐欺や事故防止に

向けた取組強化についてであります。

県警察では、これまで、広報啓発活動、水際対策、物理的な被害防止対策を行い、大きな防止効果が現れている一方で、議員御指摘のとおり、金融商品詐欺などの犯行については認知件数が増加しており、新たな手口に関する広報啓発が喫緊の課題であると捉えております。

このため、早期に手口を分析することによる具体的かつスピード感のある広報啓発が特に重要であることから、民間企業や報道機関の協力を得て、県民の防犯意識を高めるための工夫を凝らした広報啓発活動を効果的に進めてまいります。

また、サイバー犯罪対策課では、サイバー犯罪の取締りや被害防止対策、人材育成などを推進しておりますが、インターネットを利用した新たな手口の詐欺等が多発するなど、サイバー空間の脅威が極めて深刻な情勢にあります。

県警察としては、令和六年度からサイバー犯罪捜査と人材育成の体制について強化を検討しており、サイバー空間における県警察全体の対処能力の向上と被害防止対策の更なる推進などにより、犯罪の防止に一層努めてまいります。

さらに、交通事故防止対策については、引き続き関係機関・団体と連携し、「交通事故防止のための総合的な取組」を重点にした取組を推進してまいります。

次に、地域の安全・安心につながる警察活動の体制についてであります。

県警察におきましては、複雑化する治安課題に対応するため、人口分布や事件事故の発生状況などを踏まえまして、交番・駐在所の統合を進めております。

これにより、複数の警察官を集中的に運用することが可能となり、事案への対応力が強化されるほか、より柔軟な勤務を行うことができるようになります。

また、統合に当たっては、住民説明会を開催してその必要性を説明しているほか、廃止となる駐在所の管轄区域につきましては、統合先の交番・駐在所の管轄に組み込んだ上で担当の警察官を割り当てるため、巡回連絡などの活動もこれまでどおり行われることとなります。

事件事故が発生した場合は、これまでと比較して現場臨場に時間を要することもありますが、統合先の交番・駐在所が対応することはもちろん、隣接する交番・駐在所のほか警察署からも応援に向かうことで対応に万全を期することとしております。

一方、全国的にもそうですが、県警察においても、現場における世代交代が進み、経験の豊富な警察官が減少するなど、現有するマンパワーの、中長期的な維持・向上に関して質的・量的な課題が生じております。こうした中、県警察におきましては、働き方改革として、女性の活躍推進や男性職員の育児休業取得促進など、ワークライフバランスの充実に図る取組を推進しているところであります。

また、デジタル化に関しましては、警察庁と連携しながら先端技術の導入に向けた取組を進めているところであり、これにより、業務の合理化を図ってまいります。

このほか、多彩な能力や知見を有する人材の確保に努めるとともに、経験豊富な職員の知識・技術を伝承するなどして、人材育成を図るほか、こうした人材が能力を最大限に発揮して活躍できる職場環境を整備していきたいと考えております。

今後、県民に寄り添いながら、県民とともに、安全で安心な秋田を守るべく各種警察活動を推進してまいります。

● 十三番（佐藤正一郎議員） それでは、二、三点再質問させていただきます。

まず、秋田市とのまちづくり事業に関する知事の考え方ですが、今回求められている、県と市が一緒になって国に申請することですけれども、

いつも知事は、事業の中身、何が中心なのか分からない、あるいは正当性だとか実現性が非常に分からないという話をされていますが、これは、その具体的な中身まで全てそろえた上で申請するものなのでしょうか。基本計画、国に申請する段階と、国の同意後に、土地利用の調整計画を作成する際に求めるものと、段階的に違ってくるのではないかと思うのですが、知事の答弁や昨今の発言を聞いていますと、全てそうしたものは最初の段階ですらっていないければいけないようなニュアンスを受けませんが、この点はどうでしょう。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 事業内容までは求めてないのは、どこかの企業が何平米のものを造って、何を売るかとか、そういうことを言ってますので、当然、基本計画のガイドラインでは、事業の実現性まで確認します。そうになると、一定規模の農地転用は県の権限ですので、全く見込みのないものを同意しておいて、後で駄目というわけにはいきませんので、そこは事前に県との調整を行っておくことと書いてあります。

あと、この一月からガイドラインが変わって、非常に厳しくなっています。市街化調整区域に当たっては、商業施設等の集客施設は、駄目とは書いていませんが、望ましくないと書いています。それで、これを解除する方法は、投資促進法でなくて都市計画法上の立地計画、これを改正すればいいけれども、一般的に、先に改正しておいて、後でそこにやるのはいいけれども、特定のものを想定しながら、後で改正するというのは、都市計画法上、違法行為ではないけれども、望ましくないと。

あと、これはあまり語られてませんが、この際言います。最初の計画はいいのです。大規模商業店舗は全く規制かかっていない市場のところでは何でもできます。それで、市場を農地のほうにやることも、あれは公設ですので、無条件でできます。ところが市場のほうに、商業施設が行った途端に、商業施設、大規模なモールがなくなつて、様々な小さいものがいっぱい出てきた。そうすると関連性がどうなのかと。農地法上

は必要最小限、そこでなければできないものとなります。小さいものになると、ほかにも土地があるので。

あとは、当然、県として絶対駄目と言っていないですね。「この後も、そういう疑義があるものだから協議を続けようということであつて、スタジアムのほうはいいけれども。」ということが終わっています。

●十三番（佐藤正一郎議員） 今までの経緯を振り返ってみますと、知事も、また計画が変わってきたとか、様々なことをおっしゃっておりまして。今、知事がおっしゃるように、その一つの流れを、もう一度しっかりと点検して、どこにどういう課題があるのかを市と共有していく必要があると思います。いま一つ、知事の考え方と市の考え方、若干そこにまた乖離がある気がしますので、その点、この後よろしくお願いしたいと思います。ただ気になっていきますのは、この前の記者会見で、手を後ろに回して、「いろいろあるんだよ、裏が。」ってボンと机をたたいたじゃないですか。私、あれ非常にショックでした。何かこの事業は、そういう公に議論されていることと違ったところで、背景に何かあつて知事は絶対もう同意できないという何か本音のように聞こえたのです。それはどういうことなのか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 個別企業のプランニングですので、この中身は。悪いことではないですよ、悪いことでなくてね、悪いとかいいことではない。個別企業の内容について、かなり不明確な、あるいは確信のもてないものがありますので、逆に言えば裏が取れないと。事業の確実性の裏が取れないという、こういう意味も含まれています。

●十三番（佐藤正一郎議員） 非常にこれは関心を持つことですので、個別の企業がどういう計画を持ってきて、それがしっかり実現性があるかどうか。そうした内容もしっかり把握しなければいけないという考えだとすれば、それはそれなりの手法でこの後も続けてもらいたいと思いますが、先般の記者会見については、私もちよつとびっくりいたしました。

次に、県立循環器・脳脊髄センターの件ですけれども、私も所管の委員会の委員長ですので、この議論は今までも委員会で相当やってきましたが、最終的に行き着くところは、医師の確保、体制整備ではないかと思うのです。実際、現実に循環器・脳脊髄センターという立派なタイトルですけれども、内容的には循環器部門に専門の先生方がいなくなってしまうと、先ほど片肺飛行と申し上げましたが、施設ができてから当初の計画とどんどん変わってきて退職されている方が多いので、この機構にお任せするのではなくて、やはり設置している県としても、そういう背景、あるいはその原因、そしてまたそれをどう改善するかについて、相当積極的に対応していかないと。このままだと、もう民間がいろいろカテゴリーアブレーションにしても、あるいは開心術にしても、大学病院や市立病院がやっているからあといいのですよということであれば、二つの機能を持っている病院を県が持っている必要はなくなってしまうので、この点改めていかがでしょうか。

【知事（佐竹敬久君）】

知事（佐竹敬久君） 私も問題意識を持っています。病院機構だけでなく、県としてもこれは大きく関わっていく必要性がありますので、私も身も大学のトップと会っているいろいろなことを話し合っています。また、センターには相応しい設備がありますので、その設備を他のところと共有しながらセンターに患者を集めることもできますので、まずは大学との関係、あるいは大学の医学部との関係、こういうものに対して、病院機構プラス県として、しっかり問題意識を持って、少しでも前進できるように努力したいと思います。

十三番（佐藤正一郎議員） 実は知事も、脳研センター時代にお世話になって、元氣になられた病院でもあります。また、日本を代表する脳血管の病院として高い評価を受けていた施設です。それで循環器機能も備え付けてさらに拡充するというので、先般の議会でも、新しいこの機能や地域計画もみんなで賛同して認めています。是非ともその人員の配置

も含めた体制について、いろいろ課題があるにしても、再建という言い方は失礼かもしれませんが、再度その本来の機能を發揮できるように善の努力をしてほしいと……。そのことを希望して終わります。

議長（北林丈正議員） 十三番佐藤正一郎議員の質問は終わりました。委員会を開くため、暫時休憩します。

午後二時三十三分休憩

午後四時三十分再開

出	席	議	員	四十一名	
一	番	佐藤光子	二	番	櫻田憂子
三	番	山形健二	四	番	高橋健
五	番	武内伸文	六	番	小棚木政之
七	番	高橋豪	八	番	瓜生望
九	番	島田薫	十	番	松田豊臣
十一	番	加賀屋千鶴子	十二	番	薄井司
十三	番	佐藤正一郎	十四	番	宇佐見康人
十五	番	住谷達	十六	番	児玉政明
十七	番	小山緑郎	十八	番	小野一彦
十九	番	鈴木真実	二十	番	沼谷純
二十一	番	加藤麻里	二十二	番	小原正晃
二十三	番	三浦茂人	二十四	番	佐々木雄太
二十五	番	杉本俊比古	二十六	番	鈴木健太
二十七	番	佐藤信喜	二十八	番	今川雄策
二十九	番	高橋武浩	三十	番	石田寛
三十一	番	渡部英治	三十二	番	北林丈正
三十三	番	竹下博英	三十四	番	原幸子
三十五	番	工藤嘉範	三十六	番	加藤鉦一
三十七	番	三浦英一	三十八	番	柴田正敏



三十九番 川口 一 四十番 鶴田 有司  
四十一番 鈴木 洋一

地方自治法第二百二十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（北林丈正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告は、お手元の議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長 報告 その二（朗読省略）

一、二月二十日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一号 (2) 同 第二号

一、二月二十日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第四号 (2) 同 第五号

一、二月二十日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第七号 (2) 同 第八号

(3) 同 第九号 (4) 同 第一〇号

一、二月二十日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第三号

一、議員の派遣に関する依頼のあったものは、別紙「議員派遣一覧」のとおりである。

議員派遣一覧

一 第三回「多様な人材が輝く議会のための懇談会」

(1) 派遣の目的 第三回「多様な人材が輝く議会のための懇談会」に出

席のため

(2) 派遣期間 令和六年二月二十二日（木）

(3) 派遣地 秋田市

(4) 派遣議員 鈴木健太議員（副議長）

●議長（北林丈正議員） 日程第二、議案第一号から日程第十一、議案第

三号までの議案十件を一括議題といたします。

関係委員長の報告を求めます。はじめに、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十五番（予算特別委員長工藤嘉範議員）登壇】

●予算特別委員長（工藤嘉範議員） たいま議題となりました案件のうち、予算特別委員会に付託された議案第一号など予算案二件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、一般会計では、議案第一号令和五年度秋田県一般会計補正予算（第八号）であります。

今回の一般会計補正予算案は、公共事業など国の補正予算に対応した事業について計上されており、その総額は、三百七十九億五千八百万円の増額であります。これにより、補正後の予算総額は、六千六百三十三億一千二百四十二万円となります。

次に、公営企業会計では、議案第二号令和五年度秋田県下水道事業会計補正予算（第三号）で、十六億八千五百五十万円を増額するものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、各分科会において、それぞれ質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「私立大学・短期大学における電力等の価格高騰対策」に関して質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「新興感染症対応力強化事業」、「生活基盤施設耐震化等交付金事業」などに関して質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「夢ある園芸産地創造事業」などに関して質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業」などに関して質疑がありました。

また、建設分科会では、「河川改修事業」などに関して質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「AKITA DXハイスクール・ラボラトリー事業」などに関して質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第一号及び議案第二号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

【二十五番（農林水産委員長杉本俊比古議員）登壇】

●農林水産委員長（杉本俊比古議員） ただいま議題となりました案件のうち、農林水産委員会に付託された議案第四号などその他の議案三件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第四号外二件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 建設委員長の報告を求めます。

【十六番（建設委員長児玉政明議員）登壇】

●建設委員長（児玉政明議員） ただいま議題となりました案件のうち、

建設委員会に付託された議案第七号などその他の議案四件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第七号外三件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 教育公安委員長の報告を求めます。

【十七番（教育公安委員長小山緑郎議員）登壇】

●教育公安委員長（小山緑郎議員） ただいま議題となりました案件のうち、教育公安委員会に付託された議案第三号の条例案一件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第三号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 以上で関係委員長の報告は終わりました。

関係委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 質疑はないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。以上の議案十件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。議案第一号外議案九件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第十二、議員派遣の件を議題といたします。

お手元の議長報告のとおり、議員派遣に関する依頼があります。

お諮りします。本件は、依頼のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。本件は、依頼のとおりに派遣することに決定されました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時三十八分散会